

# 石狩市教育プラン

---

## 目 次

第1編 序 論	1
第1章 石狩市教育プランの基本的な考え方	1
第2編 基本構想	3
第1章 基本構想の理念	3
第2章 石狩市の教育を推進する方向と目標	4
第1節 石狩市を取り巻く現状と認識	4
第2節 基本構想	16
資料編	18
第3編 基本計画	27
自ら学ぶ意欲を育てる教育	30
思いやりと豊かな心・健やかな体を育む教育	46
地域で育ち・学び・生きる教育	59
教育行政推進に向けた体制づくり	74

# 第1編 序 論

## 第1章 石狩市教育プランの基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

石狩市教育委員会では、まちぐるみで学ぶ心を育て人を育てていく「地域教育」の推進を目指し、石狩市教育プラン（前期基本計画：平成14年度～平成16年度、後期基本計画：平成17年度～平成21年度）を策定し、市民や市内小中学校、市部局などと一体となって、本市教育を推進してきました。

この間、厚田村、浜益村との合併（平成17年10月）により、本市は、より広域化し著しい変貌を遂げました。地域教育の根底となる「地域」が広がり、石狩湾新港や自然環境、地域資源、さらには先人達が築きあげてきた歴史、文化など、地域が一層発展していくための要素がより豊かになりました。

一方、超高齢化や住民ニーズの高度化・多様化など本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

国及び北海道においても、少子高齢化の進行、グローバル化の進展、地方分権や教育改革の進展などを背景に、社会状況や教育環境が大きく変化してきました。

このような中、国における教育関係法令の改正に基づき義務教育に関する制度改革や教育内容の改善、生涯学習社会の構築が求められています。

本市の教育に目を向けると、子どもたちの学ぶ意欲や学力の低下、規範意識の低下や社会性の未発達、人間関係の希薄化など、様々な問題が浮かび上がっています。

このような背景を踏まえたうえで、これからの石狩市が目指す教育の理念や方向性を明確にし、本市教育を計画的に推進するため、新たな「石狩市教育プラン」（以下「プラン」という。）を策定するものです。

---

#### グローバル化

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。（平成16年度年次経済財政報告（内閣府）より）

---

### 2 構成

このプランは、新たに石狩市が目指す教育の基本理念や施策の方向性等について、市民の皆様にお示しし、これに基づき取り組む個別・具体的な施策・事業等を位置づけるものです。

なお、プランは今後の石狩市の教育を推進する目標（目指す姿）を示す「基本構想」とその考え方を基盤に、実施すべき基本的施策等を具体化する「基本計画」の二つの部分で構成されています。

### 3 期間

「基本構想」については、人材を育成する観点から長期にわたって継続的に取り組む必要があること、また、経済社会情勢等の変化に柔軟に対応することが必要であることなどから、平成22年度からおおむね10年間を想定しています。なお、社会の変化や時代の要請、国の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて「基本構想」の点検を行うこととします。

また、「基本計画」については、平成22年度から平成26年度の5カ年間を計画期間とします。

## 市民憲章（前章）（平成18年制定）

わたしたちは、母なる川にサケがのぼる石狩の市民です。

わたしたちの石狩市は、サケとニシン文化に象徴される歴史あるまちです。

日本海に沿って南北に伸びるこのまちは、広大な森と、海や山の幸に恵まれた豊かなまちです。世界に開かれた石狩湾新港のあるまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、力を合わせて新しい未来を拓くため、ここに市民憲章を定めます。

## 石狩市教育目標（平成2年制定）

- 1 旺盛な学習意欲と行動力をもち、創造性に富む人
- 2 自然や歴史を大切にし教養を高め、価値の高い文化を育てる人
- 3 社会の変化に応じた識見と自己抑制力をもち、秩序ある生活をいとなむ人
- 4 健康な身体と豊かな心情をもち、たくましい体力のある人
- 5 自他を敬愛し、信頼と協調に支えられて、郷土の発展に貢献する人

## 自治基本条例（前文）（平成20年制定）

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、先人が営々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、安心して活動できるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと念願しています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として尊重される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちのあり方を選択し、実践する中で、自主的かつ自立的に進められなければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの取り組みを土台として、協働によるまちづくりをさらに確固たるものとするため、この条例を制定します。

## 第2編 基本構想

### 第1章 基本構想の理念

グローバル化や高度情報化の進展など、経済・社会構造が急速かつ激しく変化し、将来に対して不安感が高まっている今日、市民誰もが夢や希望に向かって、自らの能力を最大限に発揮し、活躍することができるような躍動感に満ちた社会づくりが求められます。

その躍動感の源は、そこに生きる市民それぞれが持つ活力であることから、幼児から高齢者まで、市民一人ひとりが生涯にわたって、学ぶ喜びを感じ、生きがいを持って充実した人生を送ることが大切です。そして、お互いを尊重し、相互に支え合い、協働していく意欲を育むことが重要です。

そのために、「自立の精神、主体性と協働意識を持った市民を育む」ことを今後の石狩市の教育の理念としました。

#### 基本構想の理念

自らの意志をもって学び、成長することに喜びを感じ、  
かつ思いやりをもって人とふれあうことに豊かさを感じ、  
協働により未来の地域社会を担う「自立する市民」を育む

#### 【自立する市民像は】

生きる力 を身につけ、一人ひとりが地域社会の一員として、いきいきと躍動できるような「自立する市民」としてあるべき人の姿を具体的に示すと以下のとおりと考えます。

- (1) 自ら考え、創意工夫し課題を解決するとともに、生きる力につながる知恵と判断力を身につけている人
- (2) めまぐるしく変化する社会に対応できる生きる力を持つ人
- (3) やさしさや思いやりの心を持ち豊かな人間関係をつくる人
- (4) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじ、公共の精神を持つ人
- (5) 活気に溢れ、協働により、よりよい社会を築いていこうとする人
- (6) 生命や自然を尊重し、環境の保全に努めようとする人
- (7) 伝統と文化を尊重し、ふるさとを愛する人
- (8) 国際理解を深め、平和を愛する心を持つ人

---

#### 生きる力

中央教育審議会では、「自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」と「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」を变化の激しいこれからの社会を「生きる力」としている。

---

## 第2章 石狩市の教育を推進する方向と目標

### 第1節 石狩市を取り巻く現状と認識

#### 1 教育の現状

平成18年12月、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化する中、豊かな個性と創造性を備え、21世紀の日本を担う人材の育成がより教育に求められてきたことから、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明示されました。

これを受け、平成19年に学校教育関連法令が改正され、義務教育目標の新設、学校評価等の実施義務化が盛り込まれ、新学習指導要領へのスムーズな移行や保護者、地域住民と連携協力した学校運営の改善が求められています。

また、教育委員会の活動については、国との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないとの基本理念に基づき、責任体制が明確化されるとともに、指導主事の設置や教育委員の責務の明確化と研修の推進など体制の充実が求められています。

翌20年には社会教育関連法令が改正され、教育基本法において生涯学習の理念が明示されたことを受け、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定が整備され、社会教育行政の体制整備などが求められています。

このような教育の大改革期にあたり、本市においても視点を新たにした構想のもと、中長期的プランに基づき、教育を推進する必要があります。

---

#### 学校評価

平成19年に改正された学校教育法において、学校は、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより教育水準の向上に努めること、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することが定められた。

#### 学習指導要領

教育課程を編成する際の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等を大綱的に示したものの。

---

#### (1) 子どもたちの現状

##### 学力等の状況

平成20年度に小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査の教科に関する調査結果によると、北海道の状況は、小学校及び中学校の国語、算数・数学のいずれにおいても平均正答率が全国よりも下回っており、この状況は石狩市においても例外ではありません。

また、児童生徒の学習意欲や学習環境等に関する調査結果によると、例えば、1日当たりの学習時間<sup>(図表<sub>1-2</sub>)</sup>については、本市では、全国よりも低い状況となっています。また、読書時間<sup>(図表<sub>3-4</sub>)</sup>についても比較的同じような傾向が見られます。

平成20年度全国学力・学習状況調査

分類	科目	平均正答率(%)	
		全道	全国
小学校	国語A(主として知識)	60.5	65.4
	国語B(主として活用)	46.4	50.5
	算数A(主として知識)	66.4	72.2
	算数B(主として活用)	47.7	51.6
中学校	国語A(主として知識)	72.7	73.6
	国語B(主として活用)	59.0	60.9
	数学A(主として知識)	60.4	63.1
	数学B(主として活用)	46.0	49.2

この調査結果のみをもって本市の子どもたちの学力や学習意欲等の状況を断定できませんが、この結果を通じて、学校の教育活動を支援し、より一層「確かな学力」が定着するよう取組を進める必要はあります。

---

#### 全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として国が平成19年度から実施している調査のこと。

#### 確かな学力

知識や技能はもとより、これらに加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等まで含めたもの。

---

義務教育においては、子どもたちに「生きる力」を身につけることがその使命の一つですが、そのためには「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」をバランスよく育成していく必要があります。変化の激しい21世紀を生きる子どもたちに求められるのは、時間の経過とともに剥落していく知識ではなく、「知識・技能はもとより、これらに加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」などの「確かな学力」が強く求められています。

また、学ぶ意欲の低下が懸念されているところですが、前述の全国学力・学習状況調査結果によると、本市で教科学習が「好き」と回答した児童(図表<sub>5-6</sub>)は、国語・算数とも全国平均を下回っており、生徒(図表<sub>7-8</sub>)では国語で全国平均を上回っていますが、数学では全国平均をやや下回っています。「授業内容がわかる」と回答した割合(図表<sub>9-12</sub>)は児童・生徒とも国語・数学(算数)いずれも全国平均を下回る状況にあります。今後生涯にわたって自ら学んでいく意欲を持ち続けるために、一人ひとりの個性や能力に応じた教育を行うなど、子どもの頃から学ぶ楽しさを実感できるようにすることが大切です。

文部科学省は、「確かな学力」を構成する要素として、「知識・技能」「学ぶ意欲」「学び方」「課題発見能力」「思考力」「判断力」「表現力」の8つの能力を掲げています。一人ひとりの子どもにきめ細かく対応できるような指導方法を確立し推進して、これら8つの能力を育てていかなければなりません。また、子どもたちの能力・特性に応じて個性を伸ばしていくことも必要です。そのために、少人数指導、習熟の程度に応じた指導等の指導体制の充実が求められています。

教育委員会では、スクール・アシスタント・ティーチャー(SAT)事業やTT(チーム・ティーチング)などにより習熟の程度に応じた指導など、個に応じたよりきめ細かな学習指導を行うため、指導方法の工夫改善を実践してきましたが、「確かな学力」の向上のために指導体制のさらなる充実が必要です。

---

#### 少人数指導

学習集団の規模に着目し、学級数を超える少人数の学習集団を編成することにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うこと。

---

---

#### 習熟の程度に応じた指導

教科により児童生徒の習熟の程度に差が生じやすいことを考慮して、それぞれの児童生徒の習熟の程度に応じて、補足的な学習や発展的な学習などを取り入れて行うきめ細かな指導のこと。

#### スクール・アシスタント・ティーチャー（SAT）

児童生徒一人ひとりに応じた指導を行うため、市内小中学校の授業の補助を行い、子どもの学習を助ける地元大学生や教員経験者などのボランティア指導者。

#### TT（チーム・ティーチング）

授業等において、2人以上の教職員などが連携・協力して行う指導方法（Team - Teaching）。

---

新学習指導要領（小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から完全実施）では、「生きる力」の理念が継承されており、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められています。学校現場においては、標準授業数の増加とともに、内容の充実が求められ、小学校での外国語や中学校での武道、理科における観察・実験等の活動の充実など、新たな視点への対応が必要です。

#### 体力・運動能力の状況

スポーツは、児童生徒の精神的・身体的健康を保持するとともに、学校生活を健康に過ごす能力や知識を発達させるうえで欠かせないものです。

児童生徒の体力・運動能力に関する全国調査によると、我が国の子どもの体力・運動能力は昭和60年頃から長期的な低下傾向にあり、平成18年度の調査では、本道の児童生徒は、体格は多くの学年で全国平均を上回っているものの、体力・運動能力では全国平均より低い傾向が見られます。

子どもの体力・運動能力低下の要因には、生活が便利になり、日常的に体を動かす機会や、少子化・都市化により、外遊びやスポーツをする機会が減少していることなどが考えられています。子どもの体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加など社会全体の活力が失われる事態が危惧されており、学校生活や家庭生活を通じて、日ごろから運動に親しむ環境づくりを進めることが求められています。

市ではこれまで体力・運動能力調査などによる実態を把握していませんでしたが、同様の課題であると捉えています。

---

#### 体力・運動能力調査

国民の体力・運動能力の現状を把握するため、昭和39年度から文部科学省が毎年行っている調査。道においては小、中、高等学校の児童生徒の体力・運動能力の実態を明らかにし、学校体育の推進に資するために「児童生徒の体力・運動能力調査」を昭和54年度から3年ごとに実施している。

---

#### 生活習慣について

近年、全国的な傾向として、偏った栄養摂取や肥満傾向の増加、過度の痩身などが見られるとともに、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されているところであり、望ましい食習慣などの育成が求められています。

食習慣に関して、前述の全国学力・学習状況調査結果によると、「朝食を毎日食べる」との質



問(図表<sup>13</sup><sub>14</sub>)に対し、本市で、「している」と回答した児童の割合は約 84%、生徒の割合は約 83%であり、「どちらかといえば、している」と回答した者を加えると、児童で約 93%、生徒で約 92%となり、児童では全道とほぼ同様、生徒ではやや上回る状況となっています。

朝食の摂取については、すべての子どもに対して、望ましい食習慣等を育成するという観点から、さらに割合を高めていく必要があります。

就寝・起床時刻に関して、前述の全国学力・学習状況調査結果によると、就寝時刻(図表<sup>15</sup><sub>17</sub>)は児童生徒とも全国・全道よりもやや早く、起床時刻(図表<sup>16</sup><sub>18</sub>)は児童では早め、生徒では全国とほぼ同様となっています。家庭での就寝時刻の設定については、あまり厳しくなく、起床については児童生徒とも、決まった時刻に起床している状況です。

「学校に持って行くものを、前日か、当日の朝に確かめていますか」という質問(図表<sup>19</sup><sub>20</sub>)に対しては、9割近くの児童生徒が「している」「どちらかといえば、している」と答えており、全国・全道よりも割合が高い状況にあります。

家庭における生活習慣は学習習慣、規範意識とあわせて学力との強い関連性が指摘されていることから、正しい生活習慣を身につける必要があります。

また、一日当りのテレビ、ビデオ、DVDを見たり、聞いたりする時間(図表<sup>21</sup><sub>22</sub>)やテレビゲームをする時間(図表<sup>23</sup><sub>24</sub>)、インターネットをする時間(図表<sup>25</sup><sub>26</sub>)については、児童生徒ともいずれにおいても全国よりも長い状況にあり、1日当たりの学習時間や読書時間、スポーツをする機会との関係からみても課題となっています。

#### 規範意識について

子どもの規範意識に関して、前述の全国学力・学習状況調査結果によると、本市で、「学校のきまり・規則を守っている」(図表<sup>27</sup><sub>28</sub>)と回答した児童の割合が約 78%、生徒の割合が約 89%で、児童では全国・全道を下回っており、生徒では全国・全道をやや上回った状況となっています。学校のきまりや規則は、子どもにとって一番身近で基本的なルールであり、すべての子どもに対して、規範意識や倫理観を育成することが求められています。

このため、学校や家庭において、子どもの発達段階に応じた規範意識や基本的な倫理観を育成することに、より一層取り組んでいくことが必要です。

#### 児童生徒の問題行動等について

近年、インターネット上に子どもたちにとって有害な情報が多く流通していることが大きな問題になっており、学校非公式サイトや出会い系サイトに関連した犯罪被害なども深刻な状況が続いています。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本市における小・中学校の不登校の児童生徒数は、増加傾向にあり、依然として憂慮すべき状況となっており、いじめの認知件数についても、同調査によると、平成20年度は前年度より減じたものの、相当数に達しています。

これらの状況を改善するためには、生徒指導を中心とした学校における対策だけでなく、家庭・地域と十分連携しながら地域で子どもを育てる取り組みの充実が求められています。

---

## 不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的な要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある（病気や経済的な理由によるものを除く）ことをいう。

---

## 人間関係・コミュニケーションについて

他者とのコミュニケーションの状況に関して、例えば、前述の全国学力・学習状況調査結果によると、本市で、「家の人と学校での出来事について話をする」との質問(図表<sup>29</sup><sub>30</sub>)に対し、「している」と回答した児童の割合は約 39%、生徒の割合は約 31%であり、「どちらかといえば、している」と回答した者を加えても、児童で約 68%、生徒で約 60%にとどまっており、一番身近な家族とのコミュニケーションについても、十分とは言えない状況にあると考えられます。

また、少子高齢化、核家族化の進行や、情報化の進展など、社会の急激な変化によって、子どもたちの生活体験の機会が減少し、そのことが、社会性の未発達、コミュニケーション不足による人間関係の希薄化などにむすびついているとの指摘もあることから、体験的な活動の場や機会の充実・確保が必要です。

## 自尊感情・自己肯定感について

自尊感情が高い子どもの特徴は、情緒が安定し、責任感がある、社会的適応能力が高い、成績が良い、他の子どもや先生とのトラブルが少ない、社会規範をよく守るなどのほか、逆境に強いなどの特徴があると言われています。

自尊感情・自己肯定感に関して、前述の全国学力・学習状況調査結果によると、本市で、「自分には、よいところがある」と回答(図表<sup>31</sup><sub>32</sub>)した児童の割合は約 26%、生徒の割合は約 16%であり、「どちらかといえば、ある」と回答した者を加えても、児童で約 67%、生徒で約 58%と、全国・全道よりも、やや低い状況が見られます。

## 特別支援教育について

平成 19 年 4 月に施行された改正学校教育法により、障がいの種別や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいの幼児児童生徒も含め、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」への転換が図られました。

市では、障がいのあるなしにかかわらず学校生活や学習上の「困り感」を持つ児童生徒一人ひとりのニーズに対し、学校全体での支援システムを確立するため、特別支援教育の一層の充実を図る研修会を実施するとともに、各学校に特別支援教育コーディネーターや子ども支援会議などを位置づけ、校内支援体制を整えてきました。

今後、すべての教職員が児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援スキルを身につけ、ナチュラルサポートを意識した指導を行うことができるよう、研修機会の拡充や参加等の条件整備、学校経営を円滑にするための支援スタッフの配置などを進めていくことが必要です。

また、市内において一貫した専門性の高い指導や支援を受けられるよう、センター的機能を有する特別支援学校との連携をより一層図ることにより、教育的支援を必要とする児童生徒のニーズに応じた環境づくりが求められています。

---

## LD

Learning Disabilitiesの略。学習障がいのこと。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

## ADHD

Attention Deficit / Hyperactivity Disorderの略。注意欠陥 / 多動性障がいのこと。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力 / 衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## 高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## 特別支援教育

従来の「特殊教育」の対象の障がいだけでなく、LD等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

## 困り感

岡山大学助教授佐藤暁氏による、「背景に発達障害があるがゆえに、日々の学習・生活場面で、子ども自身が困っているようす」を表した造語。同氏の定義では、「困り感」とは、嫌な思いや苦しい思いをしながらも、それを自分だけではうまく解決できず、どうしてよいか分からない状態にいるときに、本人自身が抱く感覚である。（本人にはその感覚が希薄である場合や、現在は問題が生じていなくても、将来そういった状態に陥ることが十分予想される場合を含む。）

## 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校におけるコーディネーター的な役割を担う者。

## 子ども支援会議

各学校における特別支援教育の推進のために設置する校内委員会をいう。

## ナチュラルサポート

学校生活や学習活動において何らかの困り感を持つ児童生徒が安心して生活を続けるために必要な支援を、担任や周囲の児童生徒が自然にもしくは計画的に提供すること。これは就労支援の現場で使われており、職場の人間関係作りを調整するための手法。

---

## (2) 学校の現状

### 学校運営について

児童生徒、保護者をはじめ地域の人々の信頼に応える学校づくりを進めるためには、よりよい教育活動を行うとともに、学校の安全対策が必要です。

よりよい教育活動のためには、各学校が教育内容の改善や教職員の資質向上などに果敢に取り組む意識を持ち、学校長のリーダーシップのもと学校運営の改善や特色のある教育活動を積極的に展開するとともに、学校の教育活動等に関する点検・評価を適切に行い、その結果を教育活動の工夫・改善に生かすことが必要です。さらに、学校運営の状況についての情報を積極的に提供し、保護者等に対して説明責任を果たしていくことが求められています。

学校における子どもたちの安全・安心を確保するためには、各学校が安全計画を改善・充実をさせるとともに、地震等の自然災害、火事、不審者の侵入に備えた学校独自の危機管理体制の整備充実が求められています。

#### 教員について

個に応じた学習指導、生徒指導を行うためには、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間を十分に確保することが必要となりますが、近年、校務にかかわる時間の増加や学校へのニーズの多様化などにより教職員の多忙感が高まっています。

こうしたことから、学校における業務改善運動などによる校務の効率化や組織体制の見直しを進めるとともに、地域ボランティアによる人的支援などにより、教職員がより子どもと向き合う時間を確保することが求められています。

教育委員会では、スクール・アシスタント・ティーチャー（SAT）事業やティーチングアシスタント（TA）及び特別支援教育支援員学校配置事業、さらには学校支援地域本部事業などのボランティア派遣などにより学校への人的支援を行ってきたところですが、新たに多様な教育活動を進めるために、きめ細やかな支援策が必要です。

また、学校に寄せられる保護者からの要望や苦情に適切に対応するためには、現場教員だけでは困難なケースも多く見受けられます。初期対応の在り方によっては課題解決に多くの時間と労力を要する場合もあり、学校と児童生徒、保護者との信頼関係を損なう結果になるおそれもあることから十分な体制を整えることが求められています。

---

#### TA（ティーチングアシスタント）

各学校の特別支援教育コーディネーターの補助等を行うスタッフをいう。

#### 特別支援教育支援員学校配置事業

各学校における特別支援教育の推進のため、学級担任の補助等を行う「特別支援教育支援員（地域の人材）」を学級に配置するもの。

#### 学校支援地域本部事業

文部科学省が、地域住民が学校を支援する取組を発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ることを目的に、平成20年度より全国1,800ヶ所（市町村数に相当）に学校支援地域本部のモデルを設置する事業として実施する事業。学校支援地域本部は、学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、いわば“地域につくられた学校の応援団”と言える。

---

#### 学校施設について

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、地震に対する安全性を確保することが極めて重要であり、速やかな対応が求められています。

また、近年、地球規模の環境問題が世界共通の課題として提起されており、学校施設においても環境負荷の低減や自然との共生に対応した施設を整備するとともに、未来を担う子どもたちが環境問題を身近に感じられるような工夫を行うことが求められています。

### (3) 家庭、地域社会の現状

#### 家庭・地域の教育力について

平成19年3月に国立教育政策研究所が実施した「家庭の教育力再生に関する研究」での子どもを持つ親たちを対象にした調査結果によると、家庭の教育力が低下していると思う親の割合は8割を超えており、平成18年3月に文部科学省が実施した「地域の教育力に関する実態調査」によると、地域の教育力が低下していると思う保護者の割合が5割を超える状況にあります。

これらの結果から、保護者の意識として、高い割合で家庭・地域の教育力が低下しているとの認識を持っていることがわかります。

家庭・地域の教育力の低下については、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化などが要因となっているとの指摘もなされています。また、全国的に、子どもが登下校中に事件・事故に遭遇する事案、子どもによる殺傷事件、親から子どもへの虐待などが大きな問題となっていること、さらには、子どもの学力や体力の低下の要因の一つとして、基本的な生活習慣の未確立が関連しているとの指摘もなされています。

本市では、これまで地域で学び育てる「地域教育」を進めてきましたが、家庭教育への支援、学校・家庭・地域社会のより一層の連携・協力を通じて、地域全体で子どもたちを守り育てていく体制づくりを進めていくことが課題となっています。

#### 保護者の教育に関する不安感

平成20年度に市が就学児童のいる世帯に実施したアンケート調査によると、子育てをする中で、「経済的な面で不安に思っている」と答えた割合は68.7%で高くなっています。また、小学校低学年を持つ母親の52.6%が就労しており、就労を希望する割合は約8割となっています。1年以内に就労を希望する母親は62%であり、近年の経済状況・雇用状況が影響していると推測されます。就学児童生徒のいる世帯への経済的支援や「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」の充実など、働きながら子育てができる環境づくりが求められています。(図表33)

経済的な面以外で不安に思っていることについては、「しつけ・接し方」(43.2%)「学校生活・教育環境」(39.0%)「子どもの遊び場・生活環境」(34.4%)に関するものの順となっています。

---

#### 放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の2に定める「放課後児童健全育成事業」をいい、保護者が就労等により家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満(小学校1～3年生)の児童を対象として、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。(一般的には、「学童保育」、「学童クラブ」、「放課後児童会」と呼ばれている。)

#### 放課後子ども教室

地域の方々の参画を得て、すべての子どもに放課後や週末の安全で安心な活動拠点(居場所)を確保し、様々な体験活動や学習活動などを行う。

---

## 学び活動について

社会・経済情勢が急速に変化し、市民の学ぶことに関するニーズがますます多様化、高度化する中で、市民一人ひとりが自発的に学び、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に活かされる環境づくりが求められています。

こうした中で、本市では、市民と市との協働で運営する「いしかり市民カレッジ」が平成21年4月にスタートし、楽しみながら学べる仕組みが確立されたことにより、市内の学びの環境は大幅に向上しました。今後は、さらに多くの市民や団体の参加を得た中で、この仕組みを発展させ、本市の中心的な学びの場として育ていくことが重要であると考えています。

また、今後は、地域課題の解決や、地域のまちづくりを進めるため、学んだ成果や地域の様々な人材が生かされるシステムの構築がますます重要になっていくと考えられることから、地域リーダーをどのように養成し、さらには地域ぐるみの取組をいかに支援していくかが大きな課題となっています。

また、学び活動の拠点となる社会教育施設については、既存の施設を有効活用し、新たな機能の追加などを進めながら、その充実を図っていくことが求められています。

市民意識に関するアンケート調査

質問内容	「はい」と答えた人の割合		
	H18	H19	H20
自ら進んで芸術・文化、ボランティア、趣味・教養などの学習活動をしていますか？	33.4%	40.7%	38.6%
この一年間で市内にある弁天社などの文化財やいしかり砂丘の風資料館・海浜植物保護センターなどにある資料を見たことがありますか？	22.4%	20.5%	19.6%

---

### いしかり市民カレッジ

これまで、多くの市民団体等が市内各地で開催していた市民向け学習講座の情報を一元化した、市民手づくりのシステムで、平成21年4月にスタートした。講座は「主催講座」と「連携講座」からなり、その数は年間300以上となっている。講座の受講ごとに「スタンプ」がもらえ、学びの成果として手帳にためていくことができ、さらに一定数に到達すると段階ごとに修了証が授与されるなど、学ぶ意欲を継続して高めていくシステムとなっている。

---

### 図書館サービスの充実について

市民の暮らしや活動を後世に伝えるべく、地域資料を積極的に収集して「地域の記憶」となることや、多くの市民が集う施設として、市民が活動し、交流し、それを通じて喜びを感じるような場所となることは、本市における図書館の重要な役割です。

また、生涯学習活動を支える基盤として、求められた資料を着実に提供したり、市民の情報探索活動を支援したりすること、多くの児童書を所蔵し、読み聞かせを積極的に行い、子どもの読書活動の推進を図ること、市民や地域社会が直面する様々な課題の解決のために、蔵書・情報源の収集を強化し、充実したレファレンスサービスを提供し、情報発信を強化することなども、多くの市民から期待されているところです。

---

### レファレンスサービス

利用者から質問・相談を受けて、調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探すための手助けをするサービス。

---

## 芸術・文化活動の振興と文化財の保存活用について

芸術・文化は、ゆとりやうるおいなど精神的な充足を与えるほか、地域の個性や独自性を生み出すなど、地域の活性化と密接に結びついていることから、今後とも、各種芸術・文化団体による自主的な活動の一層の促進や、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の拡充、市民の芸術・文化活動の拠点となる施設などの充実が求められています。

このような中、特に子どもたちが、その成長過程において、芸術・文化に直接ふれあい、体験することは、情操力を高め、将来の生きる力を育むことにもつながると期待されることから、今後もその機会を計画的に設けるとともに、その効果を高めるため、さらに充実させていくことが必要であると考えています。

文化財について、本市には長い歴史の中で育まれてきた貴重な文化財が数多く残されており、これまでも、市民共有の財産として保存・活用を図ってきました。しかし、時代の推移などに伴い保存・伝承が難しくなっているものも少なくありません。そのため文化財の保護・保存を進めるとともに、文化財・自然誌標本の活用と積極的な情報発信が求められています。

文化財、自然誌標本の収集、調査は、こうした活用・情報発信の基本になるものであり、市民への学習資料の作製、学習機会の提供に不可欠のものです。その充実のためには、資料館など学習施設及び資料の収集保管施設の整備と調査研究体制の充実が課題となっています。

---

### 文化財

様々な時代背景の中で、人々の日常生活とのかかわりで生み出され、現在まで守り伝えられてきた文化的価値のあるもの。

文化財の種類には有形・無形の文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観がある。

### 自然誌標本

化石、岩石・鉱物、動物、植物など、教育や研究のために採集した実物のこと。乾燥標本、液浸標本、骨格、剥製などがある。地域の自然がどのようにできているか、どんな生物がいる(いた)か、などを客観的に示すもの。

---

## スポーツ・レクリエーション活動について

近年、健康や体力づくりに対する関心が高まり、気軽に取り組めるウォーキングやレクリエーション活動など、スポーツに参加する人々が増加する傾向にありますが、継続的に運動を行っている市民の割合は3割に満たない状況にあります。

生涯を通じてすべての市民が心身ともに健康でいきいきと過ごし、充実した生活を送るためには、市民一人ひとりが自己に適したスポーツ・レクリエーションを継続的に実践し、健康の増進に努めていくことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

そのため、平成9年10月に定めた「スポーツ健康都市宣言」のもとに進められてきた各種スポーツ施策の充実とともに、健康とスポーツの政策を効果的に進めるため、市全体の取組を示す新たな計画の策定が求められています。

## 2 今日の社会の現状

### (1) 少子化・高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の市区町村別将来推計人口」(図表<sub>35</sub>)によると、石狩市の人口は、平成27年の約6万2千人をピークに、以降は減少に転じていくことが想定されています。平成42年の本市の総人口が約5万8千人となり、平成17年の約6万人から約2千人減少すると予測されています。また、総人口に占める15歳未満の人口の割合である年少人口割合については、平成17年の13.8%から9.8%まで減少し、65歳以上の人口の割合である高齢化率については、平成17年の19.3%から35.1%まで高まると見込まれています。

このため、少子化・高齢化に適応した生涯学習社会づくりが求められています。

### (2) 情報化の進展と環境問題の深刻化

#### 情報化の進展

今日、社会の様々な分野で情報化が進展しています。これまでいろいろなメディアによって伝えられていた情報が、電子化され、情報通信ネットワークを通じて簡単に受発信ができるようになってきています。こうした傾向は今後も加速的に進み、高度情報通信社会に向かうものと思われれます。

社会の情報化に備え、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質(情報活用能力)が求められています。また、個人情報漏洩や有害情報の氾濫、ネットいじめなど、情報化の「影」の部分への対応についても大きな課題となっています。

#### 地球規模の環境問題

地球環境問題は、喫緊に取り組まなければならない世界共通の重要な課題となっています。中でも(化石燃料の使用に伴う、温暖化ガスの排出量増加によって引き起こされる)地球温暖化の進行は、人類をはじめとする生物の生存基盤を脅かすものであり、地域、国を超え、地球規模で協力連携して取り組むべき最重要の課題です。地球温暖化の対策については、生活、生産活動に伴う資源の効率的な利用と省エネルギー化を進め、生産性を高めるとともに、再生可能エネルギーの利用を推進し、温暖化ガスの排出削減を図ることが求められています。

### (3) 経済・社会構造の変化

#### 雇用の状況

人口が減少する社会においては、労働力人口の減少に伴う生産活動の縮小が懸念されています。さらに、企業では、より専門性の高い人材を求める一方で、非正規雇用が増加するとともに、高度で専門的な労働者に対する賃金の上昇と、定型的労働者に対する低賃金化などの雇用の二極化が進行していると言われてしています。

#### ニートなどの社会状況

引きこもりやニートの問題が顕在化しています。このような状況が続けば、中長期的には、所得格差が拡大するおそれがあり、その結果、社会や将来に対して希望を持っていない人が増えるなど、社会不安につながるおそれがあるとの指摘がなされています。



---

ニート(NEET)

Not in Education,Employment,or Trainingの略。英国ブレア政権下で使われ始めた概念。職業に就かず、学業も職業訓練もしていない者とされている。

---

#### 子育ての孤立感・負担感について

家庭は、子どもが親や家族との愛情による絆を形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身につけていく大事な場ですが、核家族化などにより、孤立感や負担感を感じながら、子育てをしている母親が増加していると言われていています。このような中には、子育て支援サービスを受ける必要があるにもかかわらず、自ら進んで支援を求めることが困難な状況にいる母親もいて、育児ストレス等からノイローゼや児童虐待に至ってしまうことが懸念されます。

このような状況から、子どもや子育てに関する支援策やサポート体制が強く求められており、喫緊の課題となっています。

## 第2節 基本構想

基本構想の理念を実現するためには、市民一人ひとりが主体性・自主性のもとに、他人を認めながらいきいきと活動できることが大切です。

そのためにはまず、自主的に学びを進め、学びそのものが喜びとなるような支援や環境づくりが大切です。また、互いの信頼のもとにそれぞれの個性を尊重し、力を合わせて課題を解決する姿勢が重要です。最後に生涯学習の観点からも社会全体が学びに対する高い意識を持ち、学びの成果を様々な場面で発揮することで、まちづくりにつながる仕組みが必要です。

このような観点から、次の3つの柱を設定しました。

### (1) 自ら学ぶ意欲を育てる教育

明日の社会を担う子どもたちが、個性や能力を最大限に発揮しながら、自ら学び、考え、行動できる「自立した人間」として生きていけるよう、学校、家庭、地域などの連携のもと、身につけるべきことをしっかりと身につけさせることが大切です。

子どもたちに「確かな学力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、それらを活用しながら学ぶ力を高め、学ぶ楽しさや喜びが実感できる学習活動を推進するとともに、人間尊重、国際理解、環境問題、情報化などの社会の変化に対応できる力を育てる教育を推進します。

学校においては、開かれた学校づくり、子どもたちが意欲的に学校生活に取り組むことができる活力ある学校づくり、教育に携わる教職員の資質・能力の向上などを通じて、信頼に応える学校づくりを進め、子どもたちの目が輝くような創意工夫のある教育活動を各学校が主体的に展開することはもとより、学校・家庭・地域が相互に支え合う協力体制を推進します。

### (2) 思いやりと豊かな心・健やかな体を育む教育

自然を愛し、美しいものに感動し、崇高なものに素直にこたえる豊かな心を持ち、社会の中で、他者を認め、協働して行動できる「自立した人間」として生きていけるよう、学校、家庭、地域などの連携のもと、子どもたちを育むことが大切です。

変化が激しく、将来に不透明感のある現代社会においては、子どもたちが夢を描きにくく、自己を見失いがちになることなども懸念されることから、自分のよさや可能性への自覚を深めるとともに、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心などを育てる教育活動の推進が重要となっています。

子どもたちに「確かな学力」とあわせて「豊かな心」と「健やかな体」をバランスよく育むことを目指し、他者や社会、自然などとのかかわりを持てる活動を充実し、道徳性や豊かな情操、コミュニケーション能力などを育む教育を推進します。

### (3) 地域で育ち・学び・生きる教育

混沌とした社会情勢の中にあっても、引き続き、心豊かで生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、子どもから高齢者までのすべての市民が、生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学びの機会を選択し、自ら学び、その成果を自発的に様々な機会で生かすことができる生涯学習社会の実現を目指すことがますます重要となっています。

そのために、市民が、日々変化する社会の中で、あらゆる学びの機会を有効に活用できるよう、きめ細やかな学びの情報や場を提供していくことが重要であり、そこから得られた経験や知識が、自己実現のために生かされるよう、さらには、市民一人ひとりの活動が、地域や組織、生活の様々な場面を通じて、社会全体に生かされるよう、「地域で育ち・学び・生きる教育」を推進していきます。

地域を見つめ直し、そこにある「ふるさと文化」を学び伝えるためには、文化財、自然誌標本の基礎資料の発掘、調査、研究、学習素材の提供が必要となります。そのため、施設及び調査研究体制を充実させるとともに、その成果を積極的に発信し、講座等のふるさとを学ぶ機会や文化財保護に関する市民活動の支援を通じ、市民の「ふるさと文化」に対する関心を高めます。

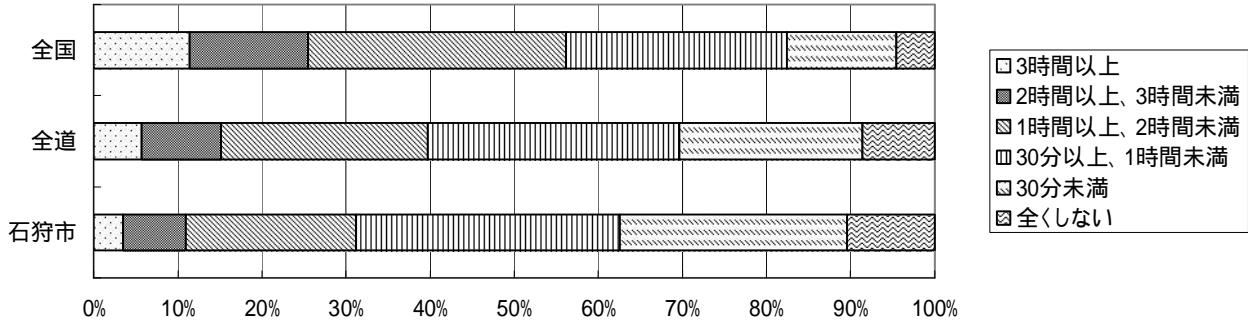
資料編

関係データ (グラフ)

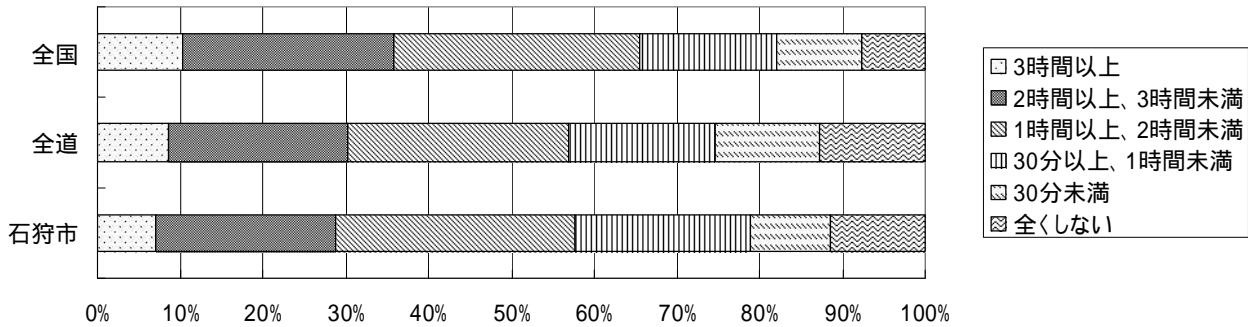
平成 20 年度 全国学力・学習状況調査結果について (抜粋)

1. 学力等の状況関係

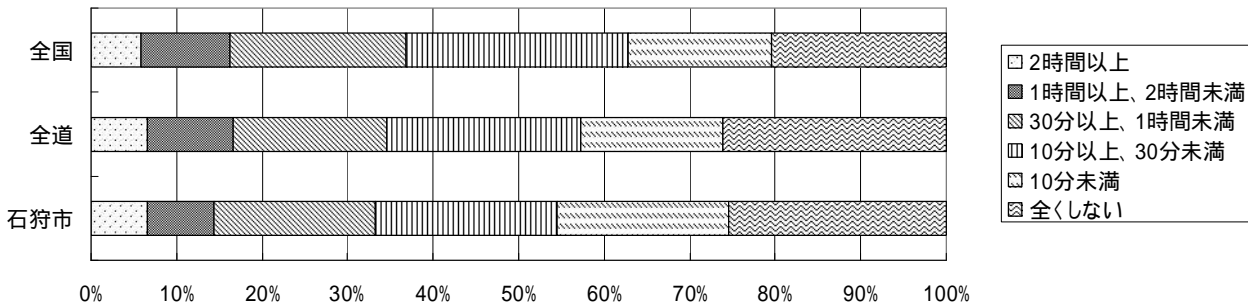
図表 1 学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(児童)



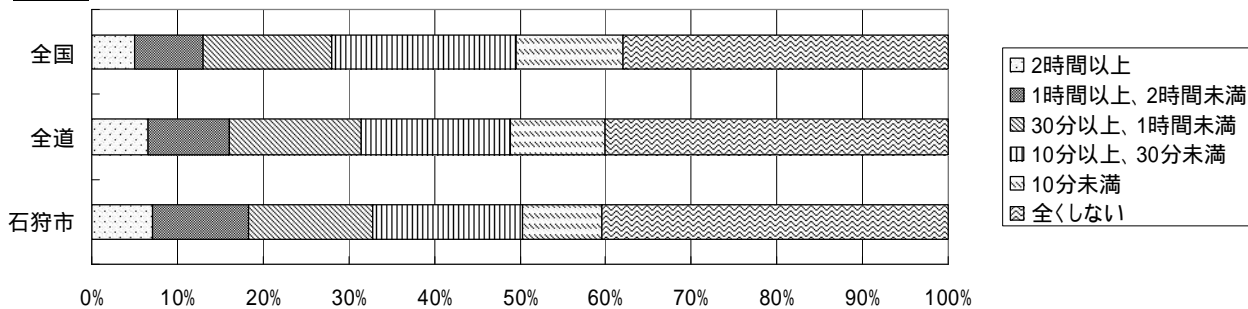
図表 2 学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(生徒)



図表 3 家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(児童)

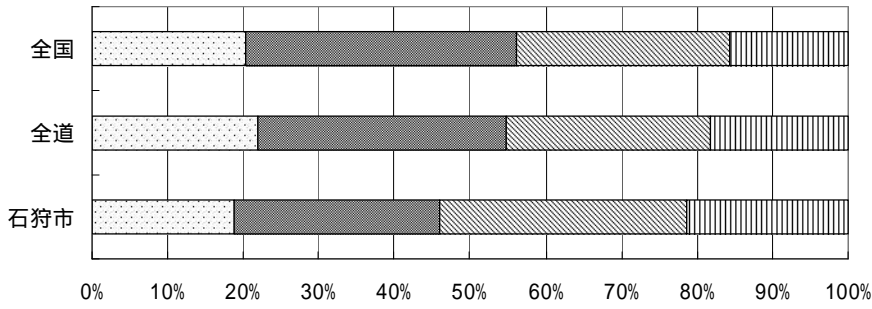


図表 4 家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(生徒)



図表 5

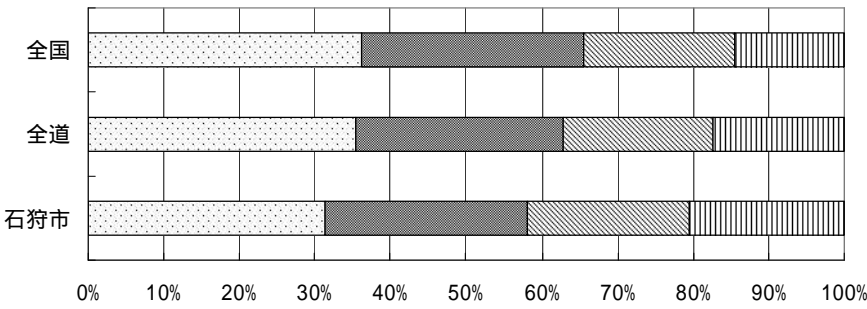
国語の勉強は好きですか(児童)



□ 当てはまる  
 ■ どちらかといえば、当てはまる  
 ▨ どちらかといえば、当てはまらない  
 ▩ 当てはまらない

図表 6

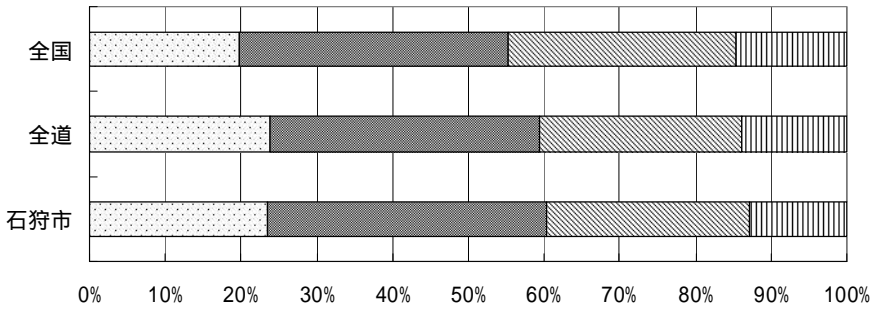
算数の勉強は好きですか(児童)



□ 当てはまる  
 ■ どちらかといえば、当てはまる  
 ▨ どちらかといえば、当てはまらない  
 ▩ 当てはまらない

図表 7

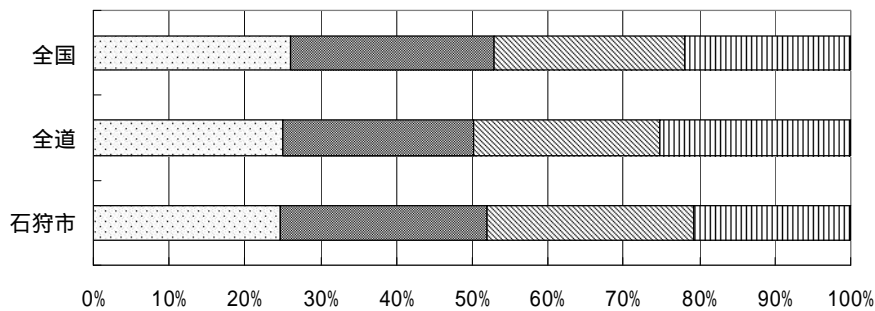
国語の勉強は好きですか(生徒)



□ 当てはまる  
 ■ どちらかといえば、当てはまる  
 ▨ どちらかといえば、当てはまらない  
 ▩ 当てはまらない

図表 8

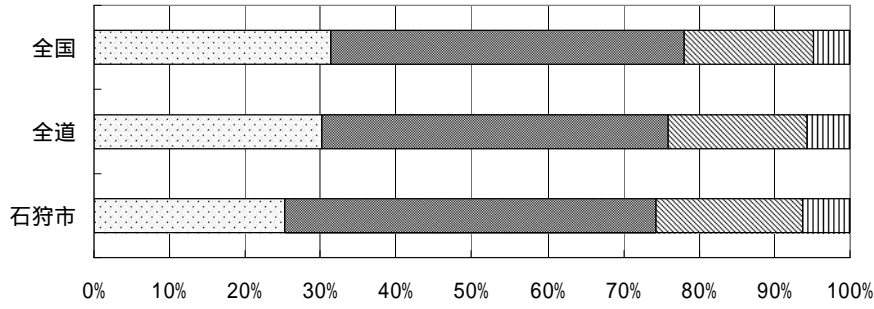
数学の勉強は好きですか(生徒)



□ 当てはまる  
 ■ どちらかといえば、当てはまる  
 ▨ どちらかといえば、当てはまらない  
 ▩ 当てはまらない

図表 9

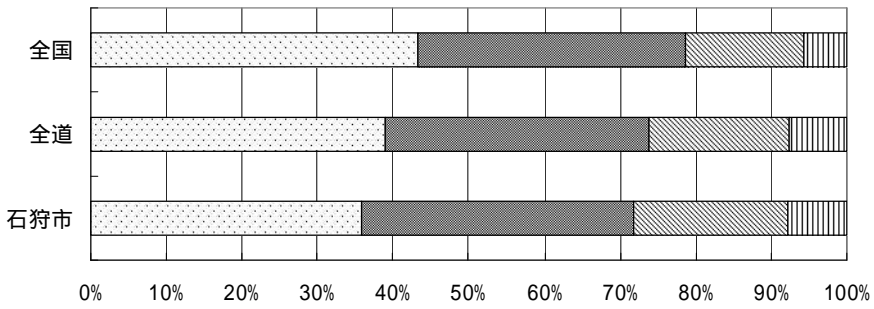
国語の授業の内容はよく分かりますか(児童)



□ 当てはまる  
 ■ どちらかといえば、当てはまる  
 ▨ どちらかといえば、当てはまらない  
 ▩ 当てはまらない

図表 10

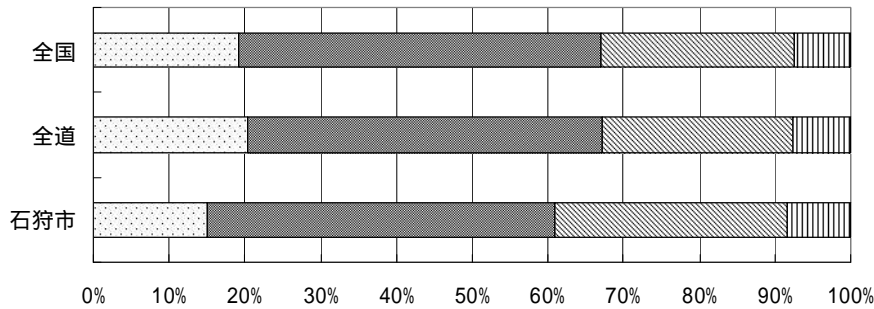
算数の授業の内容はよく分かりますか(児童)



□ 当てはまる  
 ■ どちらかといえば、当てはまる  
 ▨ どちらかといえば、当てはまらない  
 ▩ 当てはまらない

図表 11

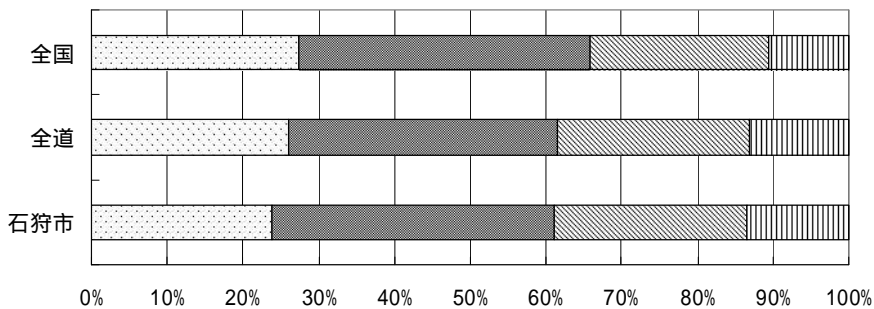
国語の授業の内容はよく分かりますか(生徒)



□ 当てはまる  
 ■ どちらかといえば、当てはまる  
 ▨ どちらかといえば、当てはまらない  
 ▩ 当てはまらない

図表 12

数学の授業の内容はよく分かりますか(生徒)

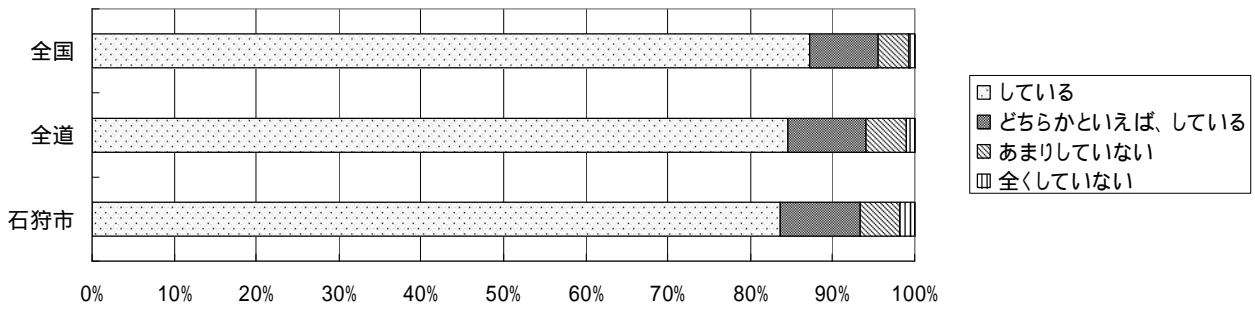


□ 当てはまる  
 ■ どちらかといえば、当てはまる  
 ▨ どちらかといえば、当てはまらない  
 ▩ 当てはまらない

2. 生活習慣関係

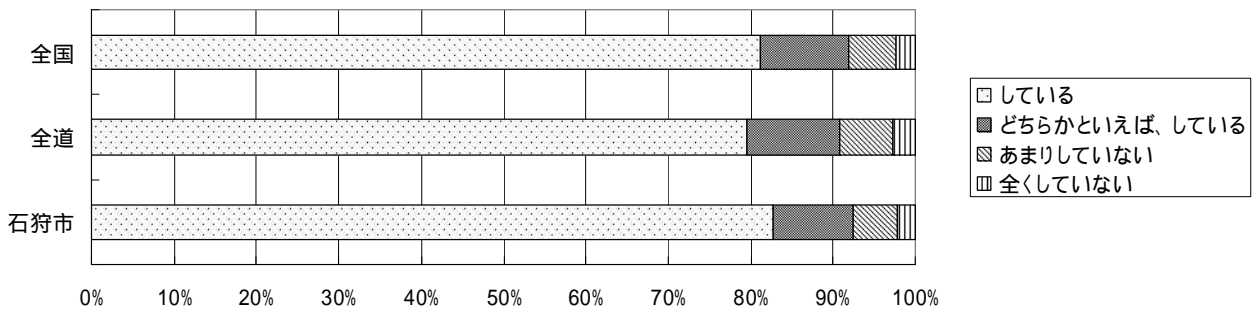
図表 13

朝食を毎日食べていますか(児童)



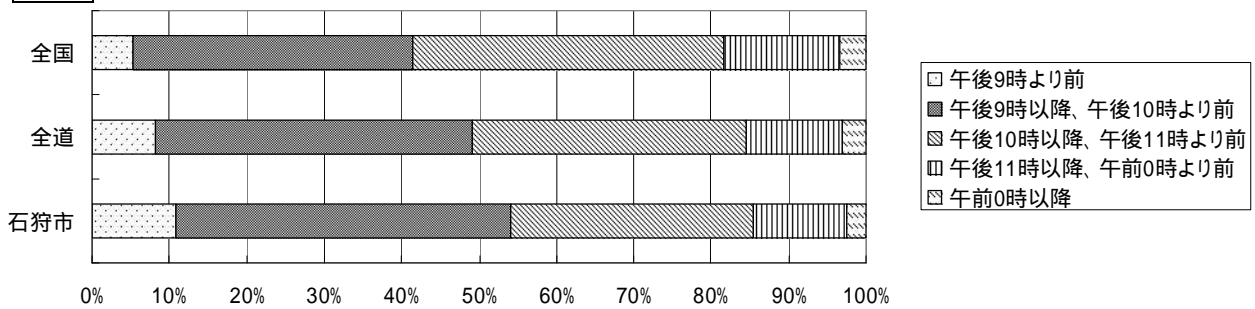
図表 14

朝食を毎日食べていますか(生徒)



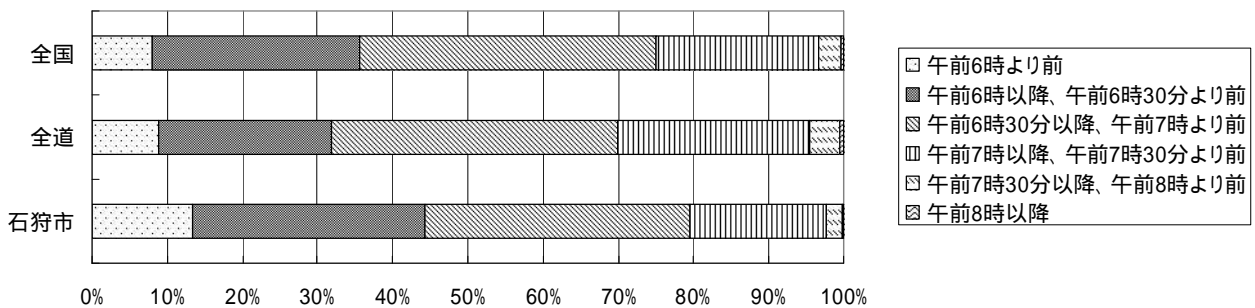
図表 15

普段(月～金曜日), 何時ごろに寝ますか(児童)



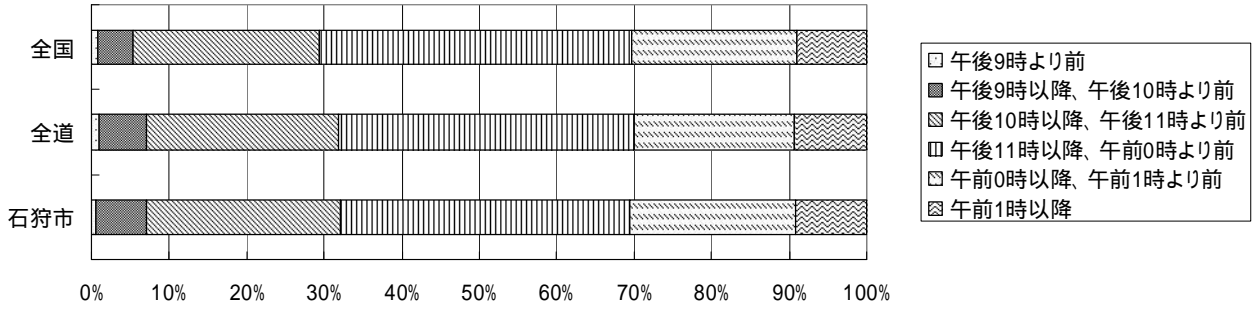
図表 16

普段(月～金曜日), 何時ごろに起きますか(児童)



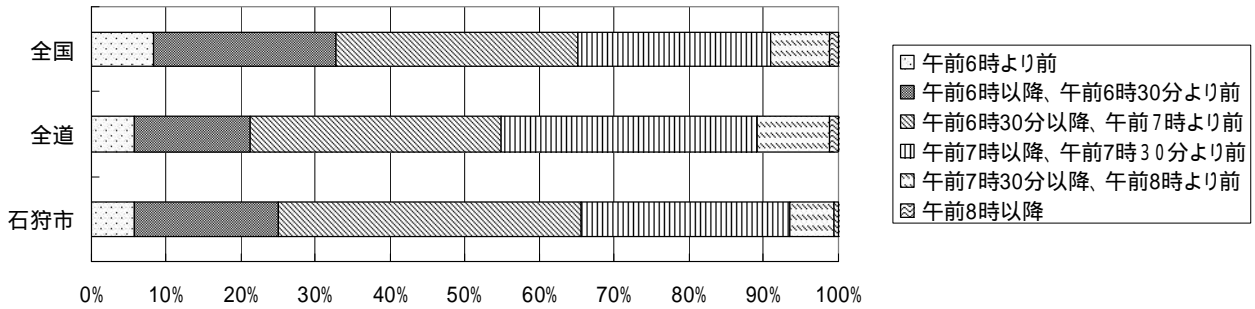
図表 17

普段(月～金曜日)、何時ごろに寝ますか(生徒)



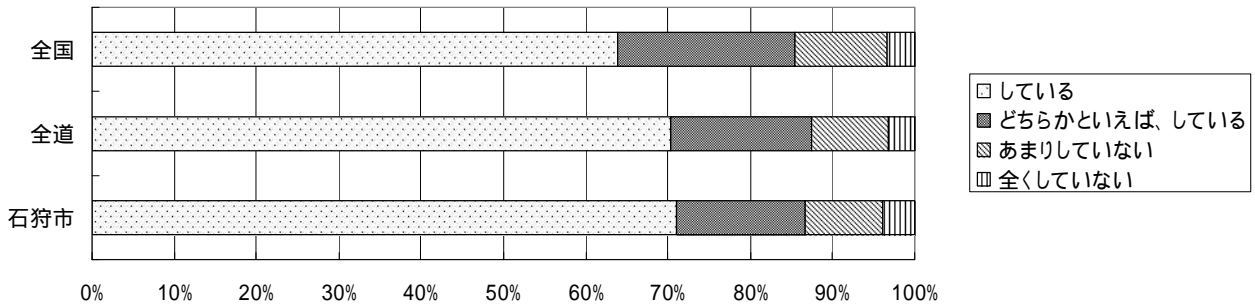
図表 18

普段(月～金曜日)、何時ごろに起きますか(生徒)



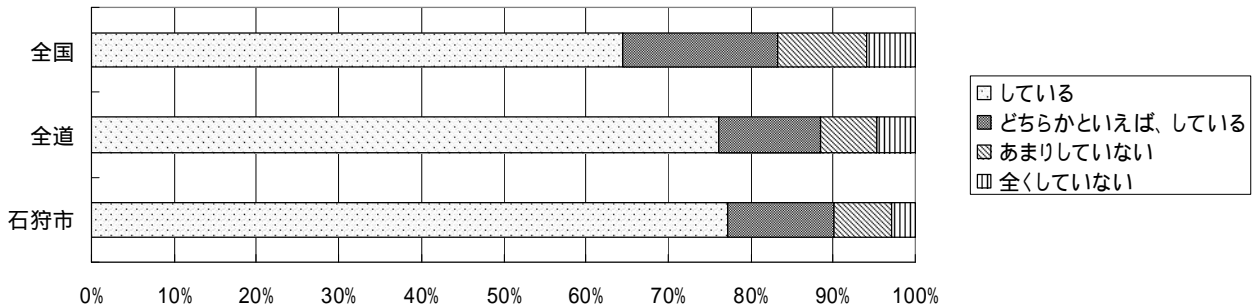
図表 19

学校に持って行くものを、前日か、その日の朝に確かめていますか(児童)



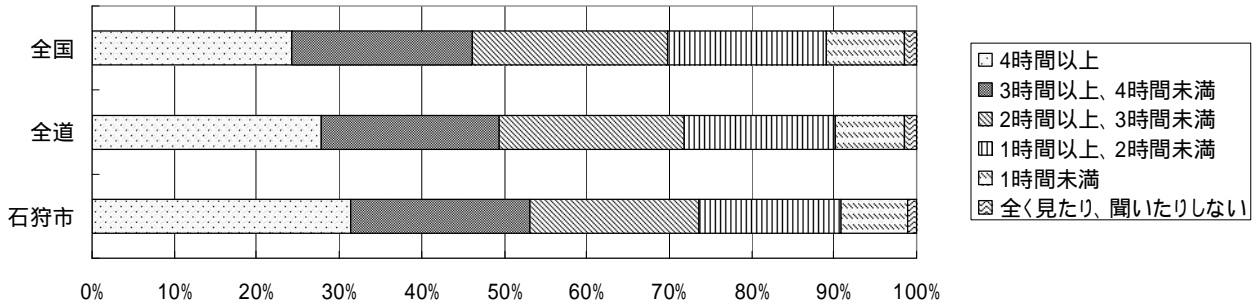
図表 20

学校に持って行くものを、前日か、その日の朝に確かめていますか(生徒)

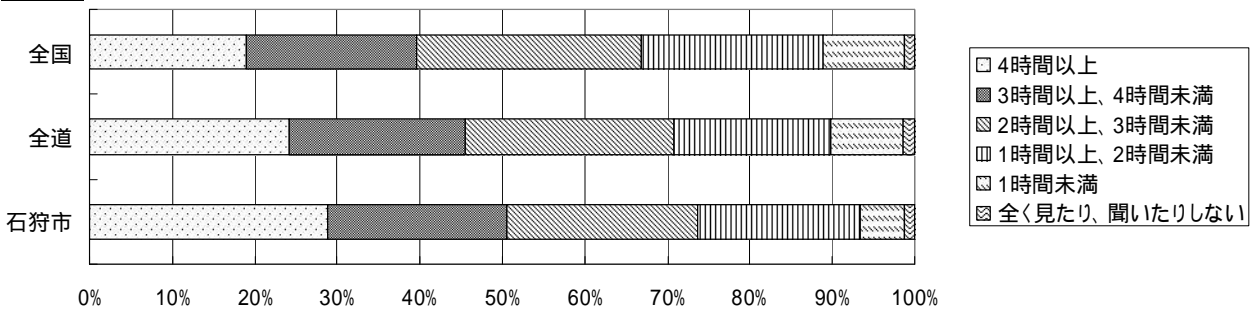




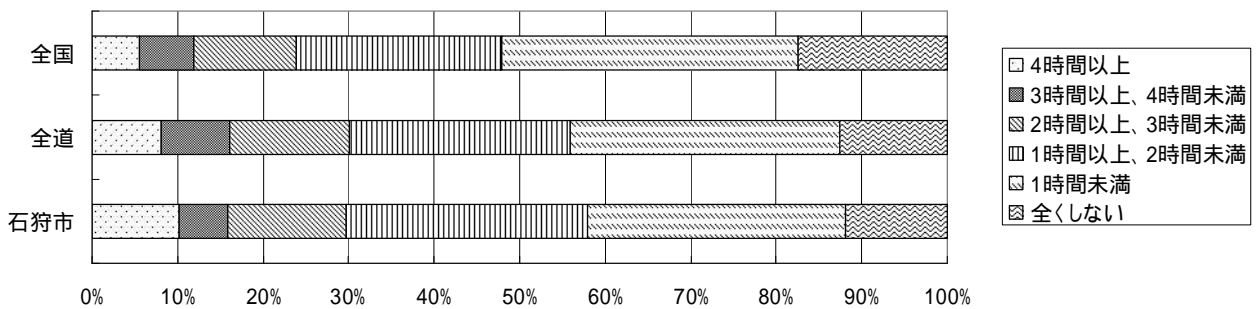
図表 21 普段(月～金曜日), 1日当たりどれくらいの時間, テレビやビデオ・DVDを見たり, 聞いたりしますか(児童)



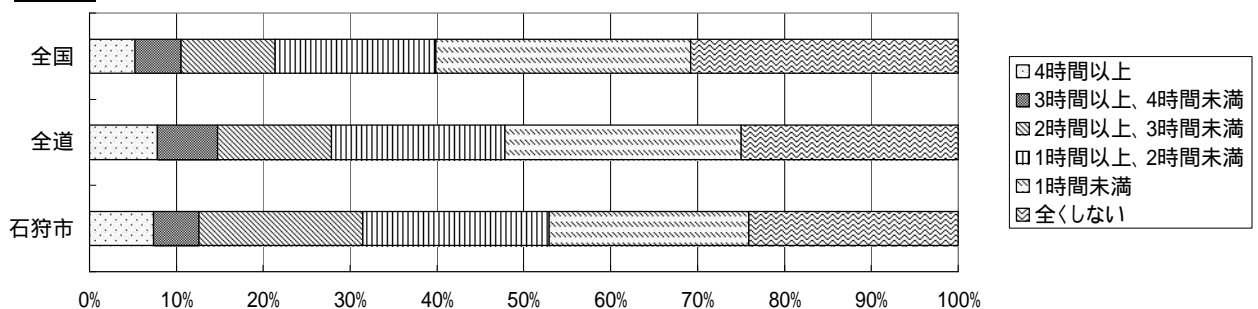
図表 22 普段(月～金曜日), 1日当たりどれくらいの時間, テレビやビデオ・DVDを見たり, 聞いたりしますか(生徒)



図表 23 普段(月～金曜日), 1日当たりどれくらいの時間, テレビゲームをしますか(児童)

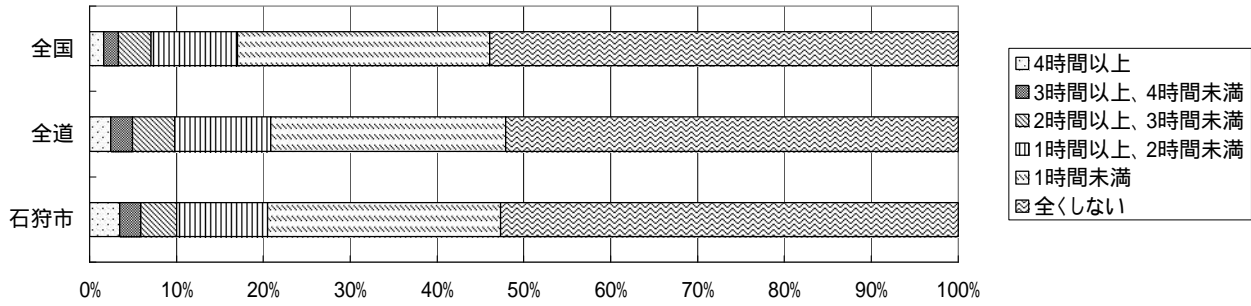


図表 24 普段(月～金曜日), 1日当たりどれくらいの時間, テレビゲームをしますか(生徒)



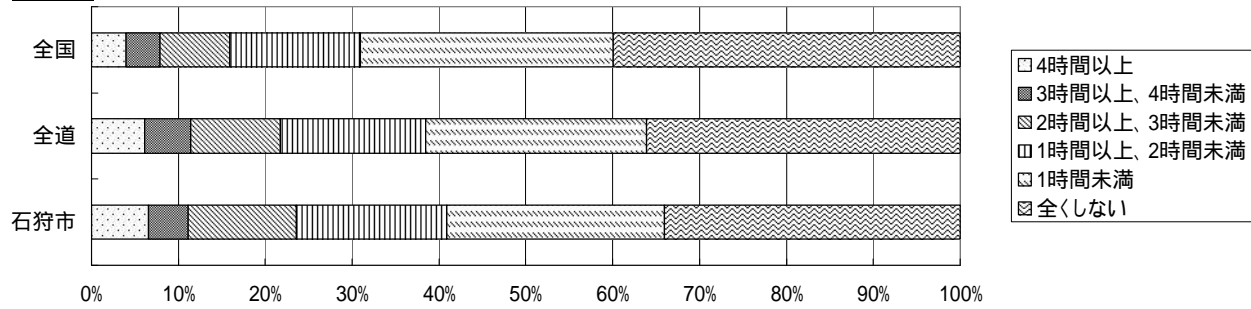
図表 25

普段(月～金曜日), 1日当たりどれくらいの時間, インターネットをしますか(児童)



図表 26

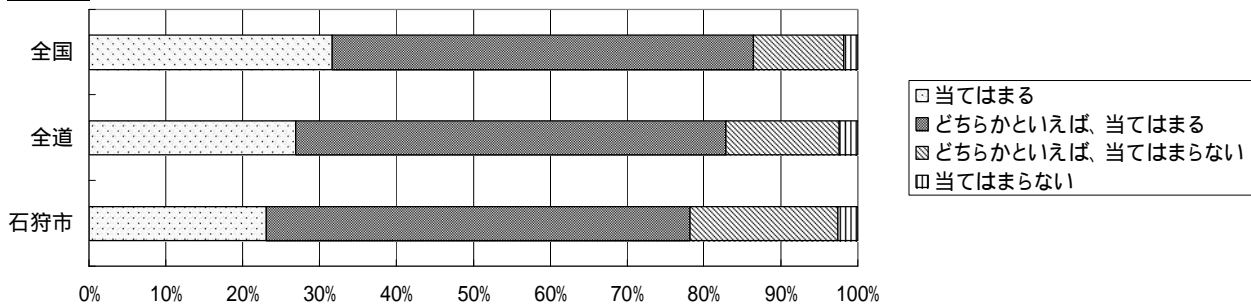
普段(月～金曜日), 1日当たりどれくらいの時間, インターネットをしますか(生徒)



3. 規範意識慣関係

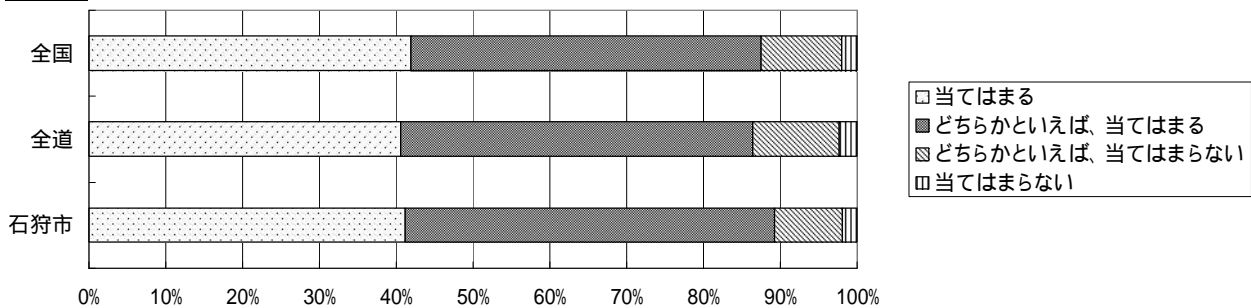
図表 27

学校のきまりを守っていますか(児童)



図表 28

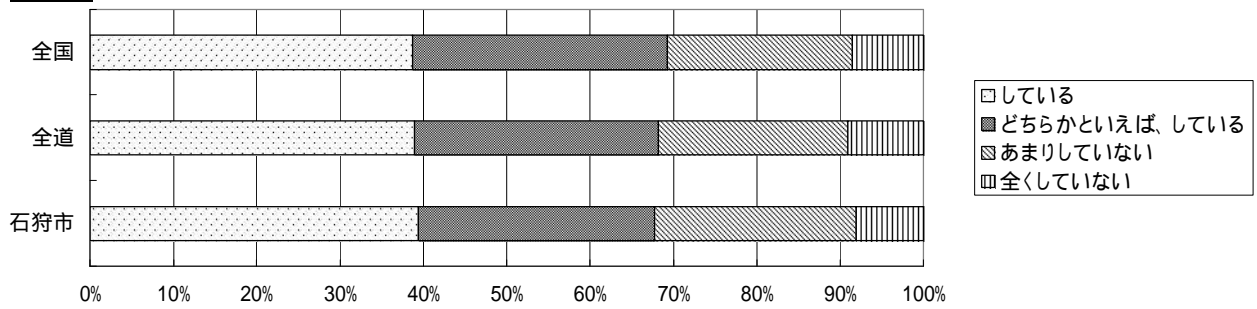
学校の規則を守っていますか(生徒)



#### 4. 人間関係・コミュニケーション関係

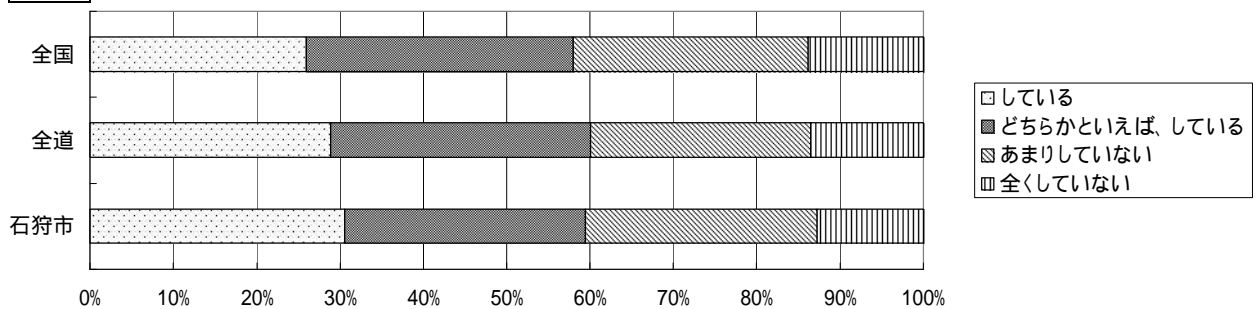
図表 29

家の人と学校での出来事について話をしていますか(児童)



図表 30

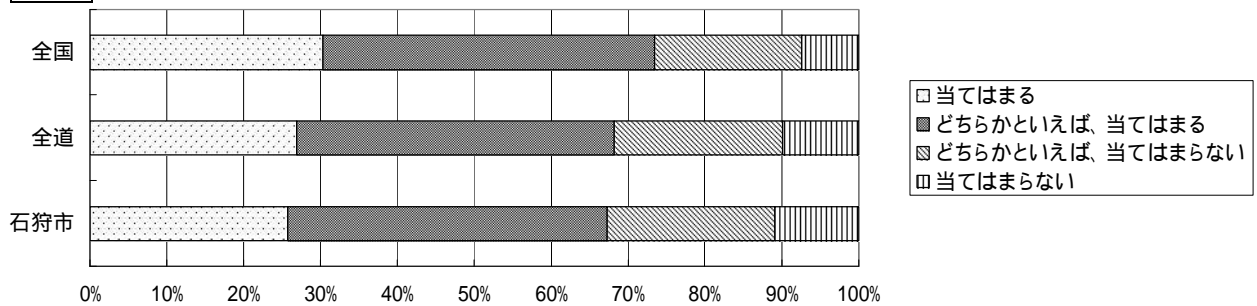
家の人と学校での出来事について話をしていますか(生徒)



#### 5. 自尊感情・自己肯定感関係

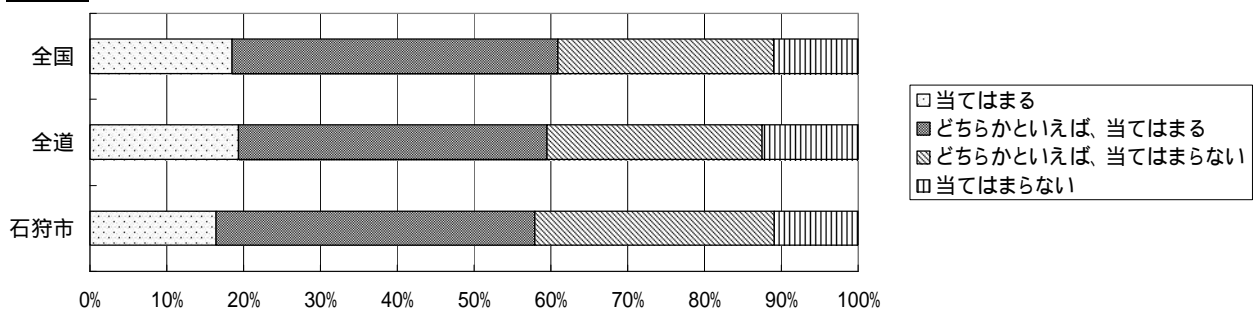
図表 31

自分には、よいところがあると思いますか(児童)



図表 32

自分には、よいところがあると思いますか(生徒)

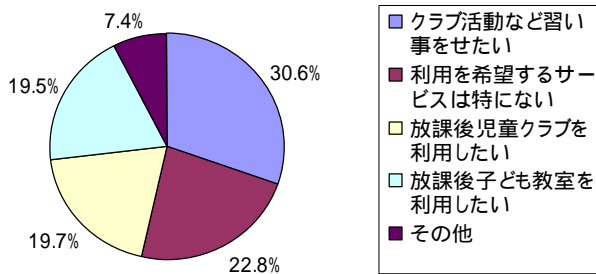


就学前児童のいる世帯を対象としたアンケート調査結果について  
 (石狩市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定のためのアンケート調査報告書抜粋)

保護者の教育に関する不安感関係

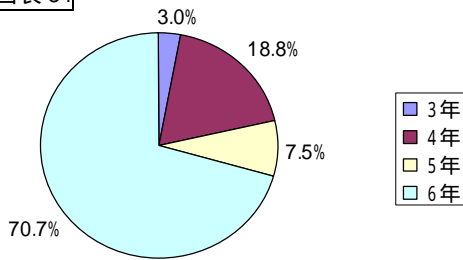
小学校4年生以降の放課後の過ごし方についてどのようなことを望むか

図表 33



放課後児童クラブを利用したい場合、何年生までの利用を希望するか

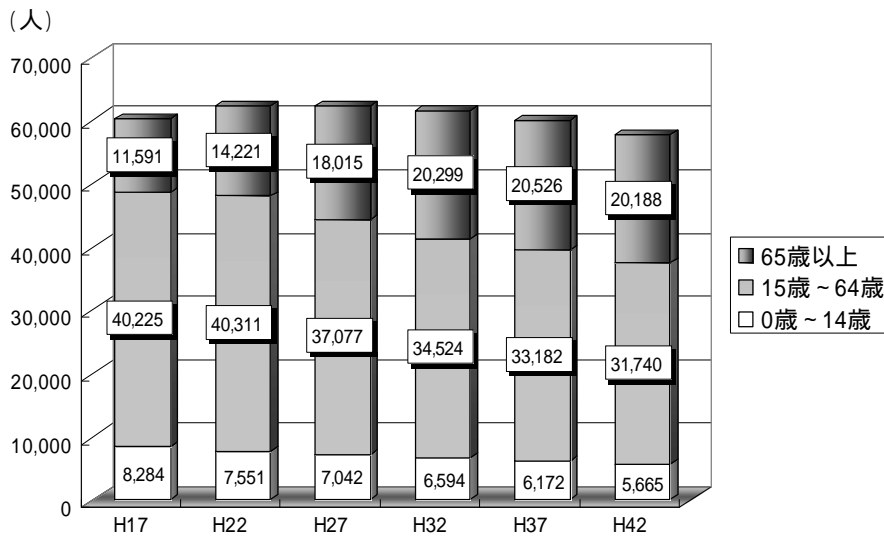
図表 34



国立社会保障・人口問題研究会「日本の市町村別将来推計人口」  
 少子化・高齢化の進行関係

図表 35

石狩市の将来推計人口



## 第3編 基本計画

プランの基本方針にあたる「基本構想」では、自らの意志をもって学び、成長することに喜びを感じ、かつ思いやりをもって人とふれあうことに豊かさを感じ、協働により未来の地域社会を担う「自立する市民」を育成するために教育が目指す方向性として、「自ら学ぶ意欲を育てる教育」「思いやりと豊かな心・健やかな体を育む教育」「地域で育ち・学び・活きる教育」という三つを示しました。

この基本構想の具現に向け、今後5ヵ年（平成22年度～26年度）に取り組むべき施策を明らかにするため「基本計画」を策定します。

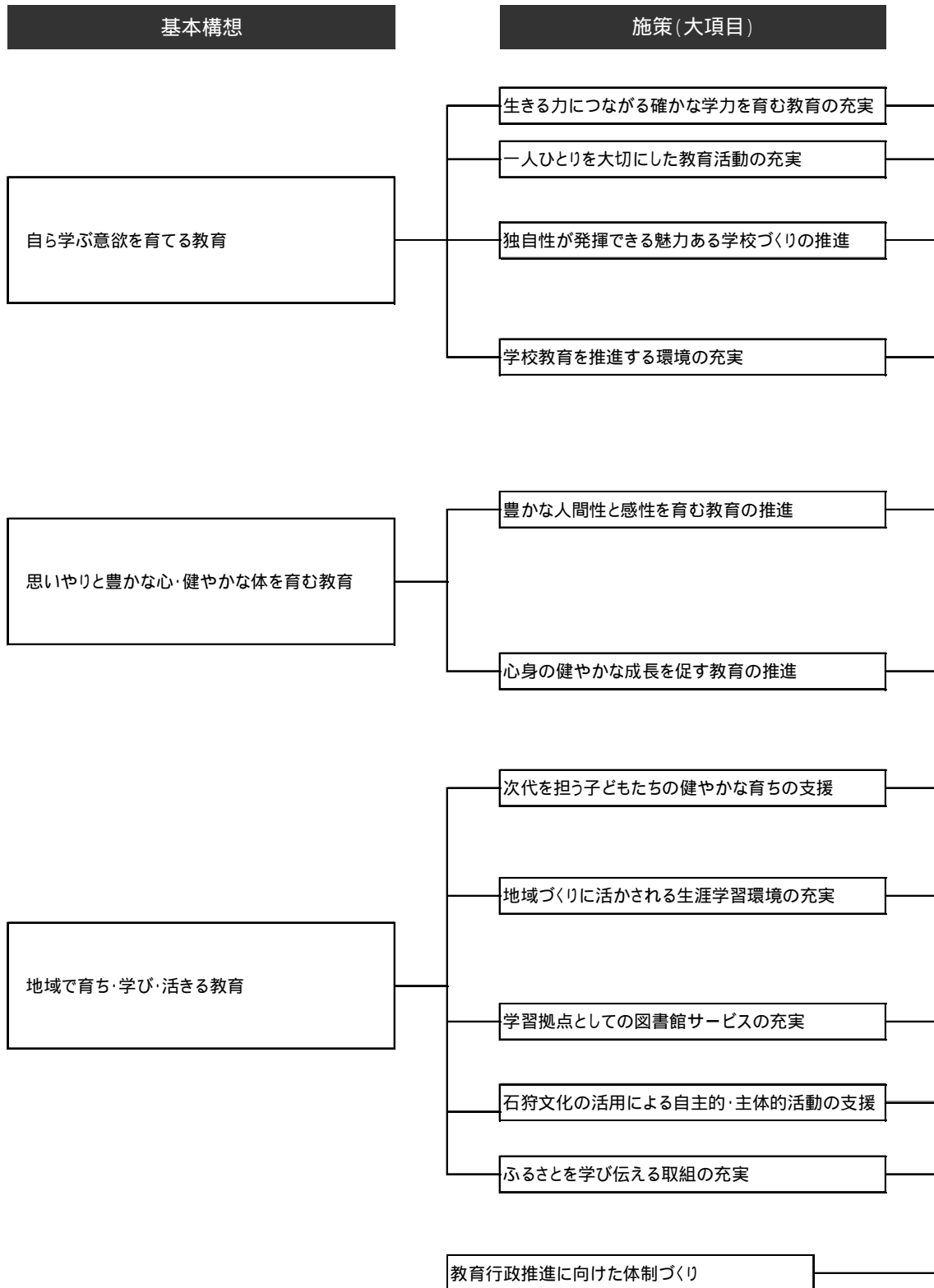
### 教育プラン「基本構想」と「基本計画」の関係及び期間

年度		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
教育プラン	基本構想	前プランの基本構想（H14～）					おおむね10年を想定										
	基本計画	前プラン後期基本計画（H17～H21）					5か年間の施策等を具体化										
第4期石狩市総合計画		前期計画					後期計画										

#### 第4期石狩市総合計画

平成19年度から平成28年度までの10ヵ年において、石狩市のまちづくりを長期的な見通しに立って進める指針となるもので、あらゆる分野に関する目標や施策を示す。この計画は、まちの将来像と施策の具体的な方向を示す「基本構想」、基本構想に沿った具体的な施策や協働の指針、施策の目標値などを示す「戦略計画」で構成されている。

## 教育プラン基本計画 施策体系





施策(中項目)	施策(小項目)	
確かな学力を育む教育活動の推進	学習指導の充実	P31
	学校図書館機能の充実	P32
幼児教育の振興	幼児教育の振興	P33
特別支援教育の推進	特別支援教育を進める体制の整備	P35
教職員の主体的な研究・研修活動の推進	石狩市独自の研修機会の充実	P38
	教職員の自主的な研究・研修組織の取組への支援	P39
教育課題に積極的に挑戦する学校づくりの推進	活力のある学校組織づくり	P39
	教育課題の把握と学校独自の実践の推進	P40
地域とともに歩む学校づくりの推進	開かれた学校づくりの推進	P41
	学校教育活動への地域住民の参画の支援	P41
学校施設・設備の整備・充実	学校施設・設備の整備・充実	P42
安全な学校づくりを目指した環境の整備	安全な学校づくりを目指した環境の整備	P43
就学に関する経済的な支援の充実	就学に関する経済的な支援の充実	P44
安全・安心な学校給食の充実	安全・安心な学校給食の充実	P45
豊かな人間性を育む教育活動の推進	「心の教育」の充実	P47
	体験活動の充実	P47
子どもの読書活動の推進	本との出会いの機会の提供	P49
	学校における読書活動の充実	P50
	子どもの読書活動に関する啓発の充実	P51
問題を抱える児童生徒とその保護者への支援体制の充実	不登校児童生徒の指導・支援の充実	P52
	問題行動等に関する相談体制の充実	P52
健康な身体を育む教育活動の推進	体力・運動能力の向上	P54
	健康・安全教育の推進	P54
	食に関する指導の充実	P55
市民皆スポーツを目指した生涯スポーツの推進	子どもたちのスポーツ活動の推進	P56
	市民皆スポーツの推進	P56
基本的な生活習慣定着のための家庭環境づくりへの支援	発達段階に応じた子育ての学習機会の充実	P57
	基本的な生活習慣定着の推進	P58
子どもの権利の保障の推進	子どもの権利の保障の推進	P60
地域で子どもを育てる環境づくりの推進	青少年健全育成の推進を目指した取組の支援	P61
	地域で子どもを見守り育てる取組の推進	P61
多様な学習機会の提供、主体的な学習活動の支援	多様な学習機会の提供、主体的な学習活動の支援	P62
学習成果の発表・交流の場の充実	学習成果の発表・交流の場の充実	P63
社会教育を進める主体的な団体活動の支援	社会教育を進める主体的な団体活動の支援	P64
学習活動を支援する環境整備の充実	主体的な学習の支援	P65
	社会教育の推進体制の充実	P65
	社会教育施設等の整備	P65
情報発信を通じた生涯学習活動の支援	情報発信を通じた生涯学習活動の支援	P66
市民の誰もが利用できるような環境の整備	市民の誰もが利用できるような環境の整備	P67
サービスを支える基盤の整備	サービスを支える基盤の整備	P67
期待に応える蔵書・情報源の構築	期待に応える蔵書・情報源の構築	P68
芸術文化に親しむ機会や交流の場の充実	芸術文化に親しむ機会や交流の場の充実	P69
市民の主体的な芸術文化活動の支援	市民の主体的な芸術文化活動の支援	P70
ふるさとの文化を学び伝える取組の充実	文化・自然遺産の保護、保存、活用の推進	P71
	文化財保護に関する活動の支援	P72
	ふるさとを学ぶ機会の充実	P72
	ふるさとを学ぶ資料の整備	P73
教育委員会活動の活性化	市民との協働により開かれた教育行政を推進	P74
	教育委員活動の充実	P75

## 自ら学ぶ意欲を育てる教育

### 【大項目 1】 生きる力につながる確かな学力を育む教育の充実

子どもたちに自ら学び自ら考え行動する力などの「確かな学力」を育むため、創意ある教育課程の編成・実施、学習指導の工夫・改善等を通じて、子どもたちの学ぶ意欲を高め、「わかる授業」を目指した積極的な授業・指導内容の改善や「楽しい学校」づくりに向け、学校の主体的な教育活動を推進します。

#### 中項目 1 確かな学力を育む教育活動を推進します

##### 目的

新学習指導要領に対応した学習指導の環境を整え、地域の教育力の活用等による、学習意欲の向上を図る取組を支援し、望ましい学習習慣を身につけさせるとともに、自立した生き方を支える基礎的・基本的な資質・能力として、主体的に学び自ら行動する力など「確かな学力」の向上を図ります。

そのためには、教育活動の基本となる授業内容の改善や教職員の意識の変革をはじめ、学校自らの積極的な学校改革の取組を推進します。

また、子どもにとって最も身近な図書館である学校図書館機能を充実させ、本に親しむ機会を提供し、子どもの学びを支援します。

##### 小項目

学習指導の充実  
学校図書館機能の充実

##### 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
CRT 標準学力検査 において、「全観点評定 1」の児童生徒の割合(国語及び算数・数学)	%	-	↘



指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
国の図書整備指針 による学校図書館図書標準が達成されている小中学校数	校	H19 小 5 中 1	↗

## C R T 標準学力検査

教育目標への到達状況を把握する目的の学力検査で、目的基準準拠検査として標準化されている。学習指導要領に示された基礎・基本的な内容を中心として到達状況を適正に把握できる、観点別学習状況の評価、総合評定の求め方に最も合理的な手法が採用されているなどの特徴があると言われている。

## 国の図書整備指針

学校図書に係る国の指針のこと。標準は、最低冊数を小学校で 2,400 冊、中学校で 4,800 冊として、学級数別に冊数が加算される。

## 関連事業

## 学習指導の充実

施策・事業	区分	事業の概要
学校改善プランの推進	新規	学力向上等のため、各学校が作成する「学校改善プラン」に基づいた P D C A サイクルによる改善の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>授業改善を図るための校内研修の推進</li> <li>少人数指導・習熟度別指導、グループ学習、小学校教科担任制など指導体制・内容の工夫</li> <li>朝読書、朝学習などの取組</li> <li>土曜・長期休業中などの補足的な学習の取組</li> <li>家庭学習習慣化への取組 など</li> </ul>
学校の自主的な改善の推進	新規	各学校が自ら積極的に授業内容や学習指導内容などを改善できるよう推進体制・支援体制整備の検討
学力向上サポーター事業	新規	学校改善プランの実施を支援するため、学校に教員免許を持った地域人材等を指導補助として配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>学校改善プランに基づく学力向上対策(T T、放課後や夏季休業中などの補足的な学習など)に活用</li> </ul>
きめ細やかな学習支援モデル事業	新規	エキスパートサポーター(教員免許を有した非常勤職員)を配置し、より学力向上に向けた支援体制を検証
新学習指導要領に対応した学習指導の充実	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>新学習指導要領に応じた学習指導を行うための環境整備</li> <li>「総合的な学習の時間」における学校の取組を支援</li> </ul>

施策・事業	区分	事業の概要
学校教育のICT化の促進	新規	ICTを活用した授業の充実のため、コンピュータ教室を中心に情報機器を充実、校内LANの整備及び教職員へのコンピュータの配置
スクール・アシスタント・ティーチャー（SAT）事業	継続	個に応じた指導の充実を図るため、地域住民・大学生の参加による教科学習の指導補助（ボランティア） ・算数・数学の基礎を中心に、つまづいている子どもの授業時のサポート ・その他、学校の裁量により様々な活用を展開
英語指導・英語活動の充実	継続	外国人英語指導助手による生きた英語に触れる機会を提供することによる、小中学校での英語・総合的な学習の時間等における指導の充実
望ましい生活習慣・家庭学習習慣の定着	新規	・児童生徒に食事や睡眠時間などの基本的な生活習慣が成長に与える影響について学校で指導 ・家庭学習習慣をつけるための学校での取組の推進
子 家庭学習習慣の定着とフォローアップ	新規	放課後児童会などの児童を対象に、民間や地域の教育力を活用し、土曜日や長期休業期間の午前中に学習活動を行うことにより家庭学習習慣の定着・フォローアップの実施

子は、「こども・あいプラン」との共通設定内容を意味する。

「こども・あいプラン」は、石狩市次世代育成支援行動計画の後期計画として位置づけされるとともに、本市における子ども施策の総合計画としての性格を有する。次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村に策定が義務付けられた法定計画。

#### 学校図書館機能の充実

施策・事業	区分	事業の概要
学校図書館の蔵書の充実	拡充	国の図書整備指針に基づき、計画的に蔵書を充実
学校図書館の体制整備	拡充	・モデル事業として学校司書を配置するとともに、学校図書館と市民図書館とのオンラインネットワークを構築し、学校と図書館の連携体制を整備 ・モデル事業の成果を踏まえつつ、その他の学校においても学校司書の配置を進めるとともに、市民図書館と学校図書館、及び学校図書館間のオンラインネットワークを構築 ・地域住民の協力を得ながら学校図書館活動を充実 ・放課後等における子どもの学習活動支援への学校図書館の活用

		・学校の立地・施設等の特性に応じて、地域開放に適した学校図書館については地域住民の利用を検討
学校図書館ボランティアの導入の促進	継続	学校図書館機能を活性化するため、学校図書館ボランティアの導入の促進
市民図書館による支援	継続	学校図書室活性化事業などを通じた学校図書館運営に対する支援

学校司書

学校図書館の業務を担当する、司書資格を持った専門的職員。

## 中項目 2 幼児教育の振興を図ります

### 目的

「生きる力」の育成の基礎となる幼児教育の振興を図るため、市内幼児教育を担う私立幼稚園等に対し必要な支援を充実するとともに、幼児教育を振興するための環境の整備を図ります。

### 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
子「北海道幼稚園概要に係る調査」において、幼稚園に通う市民の割合と市内園に通う市民の割合	%	幼稚園 49.8 市内園 39.2	↗

### 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
子 認定こども園の活用促進	拡充	認定こども園制度 の周知・活用の促進
子 私立幼稚園教育振興の支援	継続	市内私立幼稚園の特色ある教育振興に資するため交付金を交付
子 幼稚園就園奨励費	継続	幼稚園への就園を促進するため、幼稚園就園奨励費を支給し、保育料の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減
子 幼(保)・小の連携	継続	一貫した教育の推進や小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所と小学校との連携・協力体制を整備

施策・事業	区分	事業の概要
子 幼稚園の預かり保育等の推進	継続	幼稚園で行う預かり保育 や子育て支援活動を推進

#### 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設のこと。「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地域裁量型」の4つに分類される。

#### 預かり保育

幼稚園教育要領に位置づけられる、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことで、通常教育課程に係る教育時間の前後や長期休業期間中などに、従来からも幼稚園が行ってきた活動である。近年になって、女性の社会進出の拡大への対応として、職業等は持っているが子どもは幼稚園に通わせたいという保護者に対する支援策としても行われるようになった。

## 【大項目 2】 一人ひとりを大切にした教育活動の充実

特別支援教育を推進します

### 目的

障がいのあるなしにかかわらず、幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を行うため、新たに設置する「(仮称)石狩市教育支援センター」や特別支援教育の取組の環境整備を推進します。

### 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
市主催教職員研修において、特別支援教育関連講座に参加した小中学校数	校	16	21

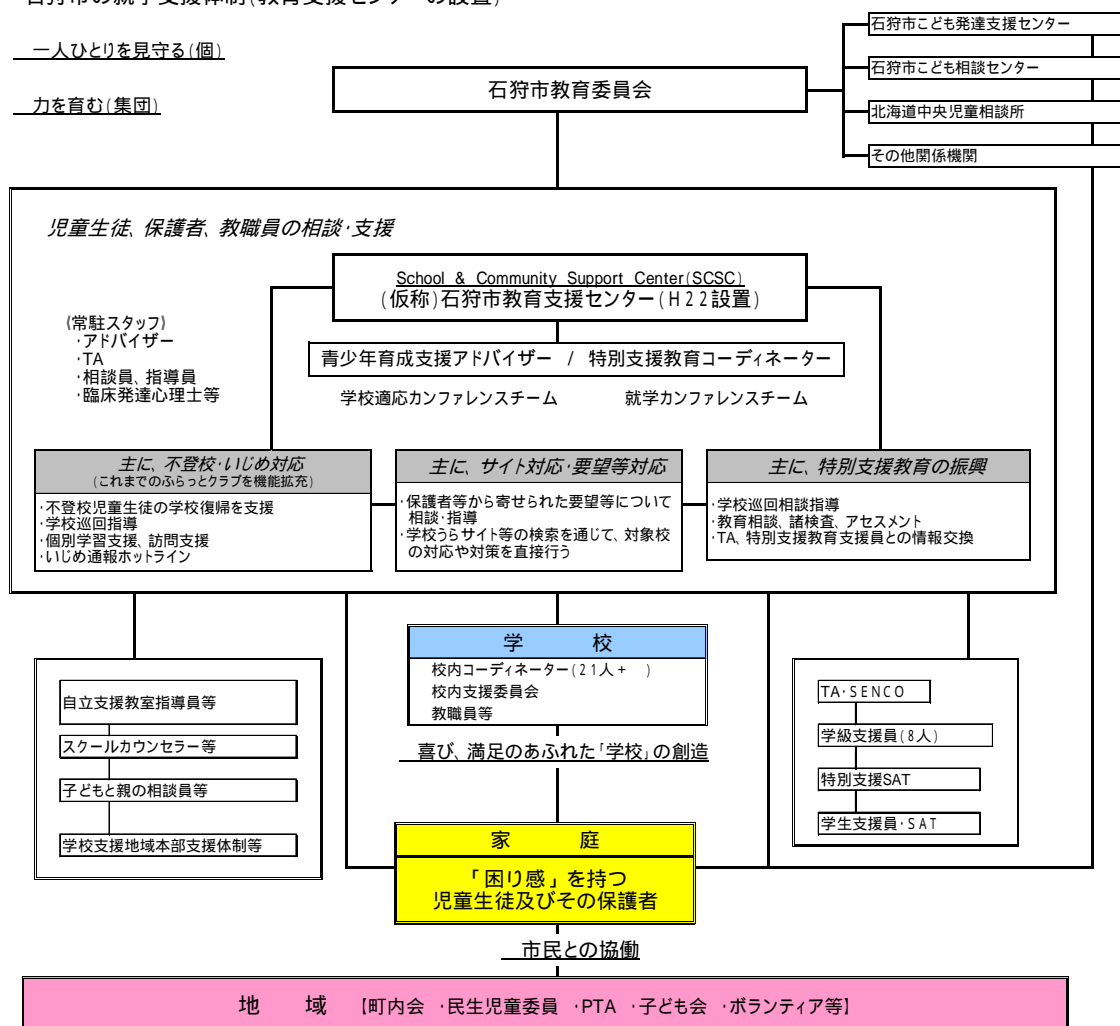
平成 22 年度以降の市内全小中学校数は、小学校 13 校・中学校 8 校。

### 関連事業

#### 特別支援教育を進める体制の整備

施策・事業	区分	事業の概要
(仮称)石狩市教育支援センターの設置による特別支援教育を進める体制の整備	新規	特別支援教育コーディネーター・支援員等の配置などの体制を整備し、特別支援学校との連携を図りながら、困り感を持った児童生徒とその保護者の支援を充実

石狩市の就学支援体制(教育支援センターの設置)



校内コーディネーター（学校内の特別支援教育コーディネーター）

各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校におけるコーディネーター的な役割を担う教職員。学校の校務として位置づけられていることが特徴である。

校内支援委員会（子ども支援会議）

各学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、全校的に適切な対応ができるようにするために設置されている、校内支援体制を支える委員会。主な役割は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、支援内容・方法の検討、教職員への情報提供、家庭や専門機関などとの連携がある。

TA（ティーチングアシスタント）

各学校の特別支援教育コーディネーターの補助等を行うスタッフをいう。

**SENCO (Special Educational Needs Coordinator)**

特別支援教育コーディネーターをいう。中学校区単位を担当し、学校支援を行うスタッフをいう。

**学級支援員 (特別支援教育支援員)**

各学校における特別支援教育の推進のため、学級担任の補助等を行う「特別支援教育支援員 (地域の人材)」を学級に配置するもの。

**特別支援SAT (学生支援員)**

スクール・アシスタント・ティーチャー (SAT) のうち、特別支援学級での授業補助を行う者。

**学生支援員**

小中学校等において、教員の指導・指示に基づき、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の学習支援や生活支援を行う者。北海道が連携大学の学生を支援員として指定地域の市町村 (学校等) に派遣。

**青少年育成支援アドバイザー**

青少年の健全育成や学校の適応指導 (適応指導教室「ふらっとくらぶ」の運営や不登校傾向にある児童生徒の対応に関する事など) 教育相談に関する事を行うスタッフをいう。

**自立支援教室指導員**

生徒の学校での生活や学習での改善を目的として学校内に設置する「自立支援教室」において支援を行うスタッフをいう。

**子どもと親の相談員**

不登校などの未然防止や早期発見・早期対応、学校運営の課題や児童虐待への対応等のため、保護者が悩みや不安を気軽に相談するためのスタッフをいう。

<b>【大項目 3】</b>	<b>独自性が発揮できる魅力ある学校づくりの推進</b>
----------------	------------------------------

現在の学校教育が抱える課題の多くは、学校のみならず地域社会と一体となって解決することが求められています。そのような課題に対して、教職員が一体となり、地域とともに魅力ある学校づくりを進める学校独自の取組の充実を推進します。

<b>中項目 1</b>	<b>教職員の主体的な研究・研修活動を推進します</b>
--------------	------------------------------

### 目的

教職員一人ひとりが資質・能力の向上を図るとともに、情報化・国際化の進展など時代の変化に対応した能力や技術を身につけるため、研究・研修機会の充実・拡大を図ります。

### 小項目

石狩市独自の研修機会の充実 教職員の主体的な研究・研修組織の取組への支援
---

### 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
小中学校全教職員のうち、市主催の教職員研修に参加した割合	%	71	80

### 関連事業

#### 石狩市独自の研修機会の充実

施策・事業	区分	事業の概要
石狩市教職員研修	継続	石狩の地域や教育課題等をテーマとする研修機会の提供



## 教職員の自主的な研究・研修組織の取組への支援

施策・事業	区分	事業の概要
石狩市教育振興会への支援	継続	教職員の自主研究・研修事業に対する支援

## 中項目2 教育課題に積極的に挑戦する学校づくりを推進します

## 目的

教育課題に積極的に挑戦する学校づくりを進めるため、活力ある学校の組織づくりや学校独自の実践を充実するための環境整備を進めます。

## 小項目

活力ある学校の組織づくり  
教育課題の把握と学校独自の実践の推進

## 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
「奨励プログラム」に取り組んだ小中学校数	校	12	21

平成 20 年度の数値については、学校支援推進事業における実績で掲載した。

## 関連事業

## 活力ある学校の組織づくり

施策・事業	区分	事業の概要
校務改善運動の推進	新規	学校からの提案型の校務改善運動推進のための仕組づくりの検討
学校運営改善の推進	継続	校長のリーダーシップが発揮できる環境の検討、新たな運営改善方策への支援

## 教育課題の把握と学校独自の実践の推進

施策・事業	区分	事業の概要
奨励プログラムの推進	拡充	環境教育・人権教育・平和教育・国際理解教育・情報教育などを奨励プログラムとして、地域人材やプログラムの情報を提供するなど、学校での取組を推進
小・中連携教育の推進	拡充	小中学校教職員のTT交流や中1ギャップ 対策の共同研究など、小中連携モデル事業の検討と実施
学校間の情報交換の促進	継続	学校教育推進会議、連携教育推進会議等により、学校間の情報交換

## 中1ギャップ

小学校から中学校への進学時において、不登校の割合やいじめなどの問題行動の増加、学習意欲の減退などが見られる現象を指す。その原因として、交友関係の広がり、新しい人間関係づくりへの不安や授業のやり方・生徒指導面などの環境の変化に対する戸惑いなどが指摘されている。

## 中項目3 地域とともに歩む学校づくりを推進します

## 目的

地域から信頼され、親しまれるとともに、地域活動に積極的にかかわっていく、「地域とともに歩む開かれた学校づくり」を進めるため、学校の自己点検・自己評価及び外部評価を適切に実施し、積極的な情報提供と地域住民の参画を推進するなど、学校が主体的に取り組むための環境を整備します。

## 小項目

開かれた学校づくりの推進  
学校教育活動への地域住民の参画の支援

## 成果指標

指標の名称	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
教育活動の情報について、ホームページを開設して情報提供している小中学校の割合	%	小 50.0 中 37.5	100

## 関連事業

### 開かれた学校づくりの推進

施策・事業	区分	事業の概要
学校評価・情報提供の推進	拡充	・学校評価や学校の活動状況などを発信するため、学校の取組を推進 ・学校ホームページの開設の推進
新しい学校運営の推進	新規	保護者・地域住民などが参画した新しい学校運営の研究・推進

### 学校教育活動への地域住民の参画の支援

施策・事業	区分	事業の概要
スクール・アシスタント・ティーチャー（SAT）事業（再掲）	継続	地域住民等の参画（地域SAT）により、教科学習の指導補助を行い、個に応じた指導を充実
学校と地域の連携活動の推進	継続	開かれた学校づくりや学社融合を図るため、学校が地域との協働、連携を深める事業の推進
中学校部活動外部指導者の活用支援	継続	部活動外部指導者の活用による運動部・文化部活動の充実
学校支援ボランティアの活用支援	継続	学校支援地域本部事業など、学校支援ボランティアの活用への支援

## 【大項目 4】 学校教育を推進する環境の充実

児童生徒が多く時間を過ごす学校の環境は、子どもの健全な成長にとって大きな影響を与えます。少子高齢化等の影響により、学校を取り巻く環境が大きく変化してきていると同時に、学校の安全安心の重要性がクローズアップされており、これらに対応する必要があります。そのような中、子どもたちが安心して楽しく学べるような良好な環境の中で学習することができるよう、学校教育にかかわる環境整備を進めます。

## 中項目 1 学校施設・設備を整備・充実します

## 目的

児童生徒が快適に学習活動を行う環境づくりを進めるため、中長期的な展望に立った学校施設を整備・充実します。

## 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
小中学校の教育用コンピュータ 1 台当りの児童生徒数	人	H19 7.7	3.6
小中学校の職員用コンピュータ 1 台当たりの職員数	人	H19 19.8	1.0

実績値は、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」による。目標値については、文部科学省の「IT 新改革戦略」における国の目標数値。

## 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
学校施設の整備	継続	学校施設の計画的な改修による老朽化の解消や良好な環境の整備
教材教具等設備・備品の整備	継続	新学習指導要領などを踏まえた教材教具設備や備品の計画的な整備

施策・事業	区分	事業の概要
情報機器の整備	新規	ICTを活用した授業の充実や情報教育の促進のため、コンピュータ等情報機器の更新・充実及び教職員へのコンピュータを配置
学校の適正な規模・配置の検討	継続	良好な教育環境づくりを進めるため、学校の適正規模・配置の検討

## 中項目2 安全な学校づくりを目指した環境の整備を図ります

### 目的

児童生徒が安心して学習活動を行う環境づくりを進めるため、学校施設の安全対策や危機管理体制を充実するとともに情報化の進展を踏まえ、学校情報セキュリティ体制を整備します。

### 成果指標

指標の名称	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
耐震補強が未完了な小中学校数	校	H21 4	0
緊急対応マニュアルの作成と防災・不審者対応訓練を実施している小中学校の割合(再掲)	%	小 42.9 中 0	100
学校情報機器セキュリティマニュアルを運用している小中学校の割合	%	0	100

「耐震補強が未完了な小中学校数」の実績値については、平成21年12月末現在において、耐震診断の結果、耐震補強が必要と判断された学校数を掲載。なお、現在耐震診断中の学校(3校)については、含んでいない。

### 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
学校施設の耐震化	継続	学校施設耐震補強工事の計画的な実施
学校情報機器セキュリティマニュアルの整備	新規	学校情報機器セキュリティマニュアルの策定、運用及び教職員研修の実施

施策・事業	区分	事業の概要
危機管理体制の整備	継続	各学校の危機管理マニュアルの作成と訓練の実施

### 中項目3 就学に関する経済的な支援の充実を図ります

#### 目的

近年の経済状況を踏まえ、児童生徒が安心して学習活動を行う環境づくりを進めるため、児童生徒の保護者に対する経済的な支援をより一層を進めます。

#### 成果指標

指標の名称	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
子育てに関し経済的に不安に思う割合	%	72.4	↓

#### 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
要保護・準要保護就学援助	継続	経済的理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費負担が困難な家庭に対し援助
奨学金	継続	経済的理由で高校・大学等への修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金を支給
特別支援教育就学奨励	継続	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や給食費などを援助

### 中項目4 安全・安心な学校給食の充実を図ります

#### 目的

学校給食を充実するため、給食環境の改善を図り、給食の安全性や環境保全等に配慮した学校給食センターの運営体制、施設整備を進めます。

## 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
学校給食における石狩産食材の使用状況(米・野菜の全 使用量に対する地場産数量の割合)	%	H19 38.7	45

## 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
給食環境の改善	継続	食器具の充実等の推進
給食センター施設整備の検討	継続	安全・安心で効果・効率的な運営を図るため、老朽化した センターの施設整備等について検討
給食メニューの充実	継続	リクエストメニューや石狩デー(地産地消メニュー・生産 者などとの交流給食)による安全安心で楽しい給食の提供

## 思いやりと豊かな心・健やかな体を育む教育

### 【大項目 1】 豊かな人間性と感性を育む教育の推進

子どもたちを取り巻く社会環境の変化による、家庭・地域の教育力の低下、道徳心、規範意識や社会性の低下等、様々な問題が生じています。

「確かな学力」や「健やかな体」とあわせ、「豊かな心」を育むにあたり、その出発点となる家庭の役割の重要性を市民全体でしっかり理解し、市民ぐるみの取組が進められるよう、体制の整備を進めます。

学校においても「心の教育」、「情操教育」、「豊かな感性」、「コミュニケーション能力」を育む教育活動を推進するとともに、いじめ等の問題行動・不登校などに対し、一人ひとりを大切に支援を行う体制を充実します。

また、人は、想像力をはたらかせることで、実際に体験していないものに対しても喜びや哀しみを感じることができますが、読書は、こうした感受性を育むうえで大きな役割を果たすものです。子どもが言葉を身につけ、感性を磨き、表現力を高めるために欠くことのできない読書活動を推進するため、すべての子どもがあらゆる機会と場において、本に興味、関心を持ち、読書活動を行うことができるよう、環境の整備を図ります。

#### 中項目 1 豊かな人間性を育む教育活動を推進します

##### 目的

学校における「心の教育」、「情操教育」、「豊かな感性」、「コミュニケーション能力」を育む教育活動を推進するとともに、子どもたちが生活の中で、様々な物事への興味・関心を広げ、「生きる力」を育むため、地域の豊かな人材や資源を生かし、生活体験、社会体験や自然体験など、多様な活動機会を提供します。

##### 小項目

「心の教育」の充実  
体験活動の充実



## 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
情操教育プログラム参加者のうち、プログラムに感動した児童生徒の割合	%	-	↗
1 年間に体験活動に参加した児童生徒の延べ人数	人	-	↗

情操教育プログラム事業は平成 21 年度からスタート。

体験活動参加数の実績値は、現在把握していないため掲載していない。

## 関連事業

## 「心の教育」の充実

施策・事業	区分	事業の概要
奨励プログラム（再掲）	拡充	命の大切さ、人権（子どもの権利等）など、豊かな心を育む取組を支援するため、地域人材やプログラムなどの情報の提供
情操教育プログラム	拡充	市内小中学生を対象に、音楽朗読劇や幅広い音楽ジャンルの鑑賞、演奏体験等のプログラムを実施 「おしゃべランド」「The Music」「あい風コンサート」など
道徳教育の充実への支援	継続	道徳副読本の配布、道徳教育推進教師等を対象とした研修機会の提供
子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実	継続	子どもたちが、絵画や音楽、俳句などに親しめる機会の充実 ・俳句のまち - いしかり、絵画コンクールへの参加奨励など

## 体験活動の充実

施策・事業	区分	事業の概要
沖縄県恩納村 交流事業	継続	中学校生徒が異なる生活や文化、習慣等を理解する機会として、恩納村中学校生徒との相互交流活動の推進
職業体験学習	継続	中学校における職業体験学習・小学校における職場見学等キャリア教育の推進

施策・事業	区分	事業の概要
パートナーズクール	継続	市内の都市部と農村部の小学校間交流による様々な体験活動の推進 ・旧石狩市の都市部小学校と厚田区・浜益区の小学校が1校対1校のペアで相互交流を実施
子体験や学習の機会の充実	新規	児童館などの施設やマンパワーを活用して、思春期の子どもを対象に、芸術、科学、ものづくりなどの体験の機会を提供
子「世の中学習」の奨励	新規	地域人材の教育力を活用して、子どもが社会のことなどについて学習できる機会を提供
子放課後子ども教室の充実	継続	児童館を核に、放課後の子どもの安心な居場所づくりとともに、地域の人材を活用した多様な体験の機会を提供
子子どもの体験活動	継続	身近な公園や、自然を生かして、団体等が主体的に実施する子どもの多様な体験活動や異世代交流活動を支援
子異年齢交流の推進	拡充	中学生による保育体験や子どもにかかわるボランティア体験など、異年齢交流の機会の推進

#### 恩納村

沖縄本島中部に位置し、両市村ともに国体のソフトボール競技が開催されたことをきっかけとして、平成2年度から中学生の相互交流が行われている。

#### キャリア教育

将来を担う若者たちに勤労観、職業観を育み、自立できる能力をつけることを目的とする意味合いが深くなっており、これに基づいたインターンシップ推進や地域人材の活用などが行われ、一般的にこれらを総じて「キャリア教育」と呼称されている。

## 中項目2 子どもの読書活動を推進します

### 目的

子どもが本に接することができる環境の大切さを私たち大人も理解することが必要です。

市民が子どもの読書活動に対する意識を共有し、連携して取組を進めることができるよう、「石狩市子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や市民図書館が保護者や地域の人々と一体となって、子どもがいつでもどこでも、自主的に読書活動できる環境づくりを目指します。

### 石狩市子どもの読書活動推進計画

子どもの読書活動の推進を図るため、市民図書館、学校図書館その他関連施設が持つ資料や機能を最大限に生かし、相互に協力しながら、すべての子どもがあらゆる機会と場において、本に興味、関心を持ち、読書活動を行うことができるよう、平成17年に石狩市子どもの読書活動推進計画（計画期間平成17年度～平成21年度）を策定しましたが、前計画の5カ年間の取組の成果と課題を踏まえて、新教育プランの策定と歩調をあわせつつ、新たな「推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、石狩市では、「すべての子どもがいつでもどこでも、自主的に読書活動できる環境づくり」を目指して、様々な取組を進めます。

### 小項目

本との出会いの機会の提供  
 学校における読書活動の充実  
 子どもの読書活動に関する啓発の充実

### 成果指標

指標の名称	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
「朝の読書」等の一斉読書の時間を設けている小中学校数	校	小 13 中 5	小 13 中 8
「読書が好き」と回答した児童生徒の割合	%	小 70.2 中 69.6	↗
巡回文庫による貸出点数	点	5,200	7,800

### 関連事業

#### 本との出会いの機会の提供

施策・事業	区分	事業の概要
ブックスタート 事業	継続	10ヶ月健診の会場でブックスタート・バックを無料配布し、すべての家庭において本の読み聞かせを通じた親子のふれあいの時間を持つことができるよう支援

施策・事業	区分	事業の概要
ブックスタートのフォローアップ	拡充	ブックスタートのフォローアップとして、「あかちゃんと絵本の部屋」を市民図書館において実施 1歳6ヶ月健診の会場において読み聞かせを実施
ブックトーク	新規	学校や市民図書館などでブックトークを実施
おはなし会	継続	家庭や地域、幼稚園・保育所、市民図書館など様々な場所で、子どもたちがおはなしを楽しむ機会を、ボランティアの協力を得ながら提供
図書館利用ガイダンス	継続	市民図書館の利用方法や調べ方についてのガイダンスを実施
子どもの読書活動の推進にかかわる研修機会の充実	継続	市民や関係機関の職員などを対象として、児童書・絵本の知識や読み聞かせの技術などを習得するための機会を提供

#### ブックスタート

図書館司書や保健師などがそれぞれの立場から、赤ちゃんと絵本を囲んで気持ちを通わす時間の楽しさと大切さを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡すもの。すべての家庭において、本の読み聞かせを通じた親子のふれあいの時間を持つことができるよう、支援することを目的としている。

#### 読み聞かせ

子どもたちに本や絵本を読んで聞かせること。子どもが物語に親しむきっかけをつくり、読書の素地や動機づけを行うこと。

#### ブックトーク

図書館司書などが、テーマを決めてあらかじめ準備しておいた本を順序だてて紹介すること。紹介された本の中から、興味を抱いたものを手にとってみることで、様々な本と出会うことができる。子どもを対象にしたものだけでなく、大人を対象にしたものもある。

#### 学校における読書活動の充実

施策・事業	区分	事業の概要
巡回文庫	拡充	朝読書などの推進を図るため、本のセットを学級に貸出
学校図書館ボランティアの促進（再掲）	継続	学校図書館機能を活性化するため、学校図書館ボランティアの導入の促進

## 子どもの読書活動に関する啓発の充実

施策・事業	区分	事業の概要
子どもの読書活動普及事業	継続	・子どもの読書活動の理解を広げるため、「こどもの読書週間」の時期にあわせた特別事業の実施 ・市民図書館・学校図書館などでイベントの開催
子どもの読書に関する情報提供	拡充	市民図書館が学校や地域に対し、子どもの読書活動に関する情報を提供

## こども読書の週間

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが読書活動を行う意欲を高めるために、子どもの読書活動の推進に関する法律で4月23日を「子ども読書の日」と定めている。

これを受け、社団法人読書推進協議会が、毎年4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」と定め、子どもの読書活動の普及・啓発を図っている。

## 中項目3 問題を抱える児童生徒とその保護者への支援体制を充実します

## 目的

家庭、学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合い、発生している児童生徒の問題行動等の解決のため、支援システムを整備し、学校の指導、相談体制を充実するとともに、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取組を進めることができる体制を充実します。

## 小項目

不登校児童生徒の指導・支援の充実  
問題行動等に関する相談体制の充実

## 成果指標

指標の名称	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
不登校児童生徒数の割合	%	小 0.24	↓
		中 3.76	
いじめの件数 (認知件数)	件	小 113	↓
		中 92	

## 関連事業

### 不登校児童生徒の指導・支援の充実

施策・事業	区分	事業の概要
教育支援教室「ふらっとくらぶ」	拡充	「ふらっとくらぶ」を核とした不登校児童生徒の指導・支援及び家庭訪問等チーム支援の充実

### 問題行動等に関する相談体制の充実

施策・事業	区分	事業の概要
教育相談	拡充	教育相談員やスクールカウンセラーによる教育相談等チーム支援の充実
いじめ通報ホットライン	拡充	いじめを早期発見し解決するためのチーム支援の充実
ネットパトロール	拡充	学校、(仮称)石狩市教育支援センターが連携したネットパトロールの実施と情報の共有化を推進
子家庭児童相談支援体制の強化	継続	家庭児童相談員の研修の機会の充実や、こども相談センターに臨床心理士や児童福祉司など配置し、相談支援体制を強化

【大項目 2】 心身の健やかな成長を促す教育の推進

児童生徒自らが生涯を通じて健康な生活を送ることができる力を身につけるため、健康や安全に関する知識と基本的な生活習慣を育む取組とともに、生涯にわたって運動等に親しむ資質や能力を育成するため、体力・運動能力の向上を図る取組を支援します。

また、核家族化や少子化を背景に、子育てへの不安の高まりが指摘されている中で、すべての教育の出発点である家庭で望ましい生活習慣や学習習慣を定着させられるような環境づくりを進めます。

中項目 1 健康な身体を育む教育活動を推進します

目的

健康と食に関する知識を育む取組とともに、運動する機会を増やすなど、体力・運動能力の向上を図る取組を推進します。

また、子ども自身が自らを守ることができるよう、安全に必要な知識や危険予測能力・危険回避能力を身につけさせるとともに、非常災害時に安全かつ確な行動をとることができるよう、学校・家庭・地域社会が連携した安全教育の充実に努めます。

小項目

体力・運動能力の向上  
健康・安全教育の充実  
食に関する指導の充実

成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
「体力・運動能力調査」の総合得点の全国平均値を 50 とした場合の石狩市の小学校 5 年生、中学校 2 年生の値		小 5 男子 - 小 5 女子 - 中 2 男子 - 中 2 女子 -	50 以上
「体力・運動能力調査」で、週 1 日以上体育の授業以外で運動・スポーツをすると答えた小学校 5 年生の割合	%	-	100

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
薬物乱用防止教室・キャラバンカーによる指導を実施した中学校数	校	3	8
栄養教諭による食に関する派遣指導（配置校外での指導）延べ回数	回	103	160

「体力・運動能力調査」については、平成 22 年度に実施集計中であることから、現時点では実績が不明。目標数値は北海道の目標値を参考に設定した。

## 関連事業

### 体力・運動能力の向上

施策・事業	区分	事業の概要
体力・運動能力に関する実態の把握等	新規	児童生徒の体力・運動能力に関する調査の実施と結果分析を踏まえた対策の検討
学校教育活動での体育・健康指導の充実	新規	体育授業、運動部活動への外部指導者の活用支援
スポーツ支援 S A T 事業	継続	スキーや水泳における外部指導者の活用支援
学校施設等の開放	新規	体育館等の放課後開放による児童生徒が自由にスポーツできる機会の提供の検討と実施
学校遊具の整備	新規	児童の創造性豊かな遊びを推進するため小学校遊具を整備
子外遊びや運動メニューの奨励	新規	子ども会や保育所、幼稚園などが実施する活動において、体を使った遊びや、運動するメニューを奨励

### 健康・安全教育の充実

施策・事業	区分	事業の概要
薬物乱用防止等に関する指導の推進	継続	薬物乱用防止教室・キャラバンカーなどによる指導への支援
子性に関する正しい知識の普及	継続	命や性に関する正しい知識の普及・啓発プログラムの整備
C A P プログラムの奨励	新規	小学校での CAP（子どもに人権意識と暴力に対する具体的な知識や技術を伝える体験プログラム）実施を推進
安全教育の充実の支援	拡充	交通安全教育・防犯教育・防災教育の充実や安全確保対策に関する学校安全計画の策定推進などへの支援



食に関する指導の充実

施策・事業	区分	事業の概要
食育推進支援事業	継続	学校で食育を取り組めるよう支援
食に関する指導の充実	継続	栄養教諭 及び学校栄養職員による食に関する指導の充実、大学等との連携による食に関するプログラムの活用
給食メニューの充実（再掲）	継続	リクエストメニューや石狩デー（地産地消メニュー・生産者などとの交流給食）による安全安心で楽しい給食の提供
子体験メニューの奨励と食に関する普及啓発	新規	地域と連携し、食に関する体験活動の奨励や社会全体で子どもの食に関する問題の普及啓発

栄養教諭

児童・生徒の発育において、栄養状態の管理や、栄養教育の推進を目指して2005年に新たに設けられた職である。栄養教諭は正規教員であり、栄養教諭普通免許状（専修、一種、二種）を有していなければならない。この教育職員免許状を取得するにあたっては、栄養士資格を有していることが前提となっている。

中項目2 市民皆スポーツを目指した生涯スポーツの推進を図ります

目的

市民が生涯にわたって、健康で活力ある生活を送るため、子どものうちから日常生活の中で各種スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、環境整備を進めます。

小項目

子どもたちのスポーツ活動の推進  
市民皆スポーツの推進

成果指標

指標の名称	単位	平成20年度 （実績）	平成26年度 （目標）
市民意識に関するアンケートで「この1年間で継続的にスポーツを行っていますか」という問いに「はい」と答えた割合	%	29.7	↗

## 関連事業

### 子どもたちのスポーツ活動の推進

施策・事業	区分	事業の概要
わんぱくスポーツスクール	継続	小学校高学年を対象とした宿泊を伴うスポーツ体験教室の開催
スポーツ体験教室	継続	海洋性や冬季スポーツ等を体験する機会の充実
スポーツ少年団活動への支援	継続	継続的にスポーツ活動を実践する取組への支援

### 市民皆スポーツの推進

施策・事業	区分	事業の概要
市民皆スポーツ推進事業	継続	スポーツ施設の無料開放やスポーツイベントの実施
スポーツまつりの支援	継続	全市的なイベント「石狩市民スポーツまつり」への支援
「市民のスポーツ」の推進	継続	「ソフトボール」の普及のため、小中学校への奨励策の検討
子どもと大人の遊びを通じた交流の推進	継続	地域で行われている子どもと大人のレクリエーションによる交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚田区スポーツと食の体験</li> <li>・ミニバレー大会（厚田・浜益）</li> <li>・厚田区ウィンターレクフェスタ など</li> </ul>

### 中項目3 基本的な生活習慣定着のための家庭環境づくりに支援します

#### 目的

家庭において、子どもたちに望ましい生活習慣や学習習慣が定着するよう推進します。  
 また、親子の絆を深め、安心して子育てを行うため、子育てに必要な知識や技術を身につけるとともに、身近な地域で行う学習、交流機会の提供や情報提供・相談体制を整備します。

小項目

発達段階に応じた子育ての学習機会の充実  
 基本的な生活習慣定着の推進

成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
ぴよぴよ広場の参加延べ人数	人	320	480
「朝食を毎日食べていますか」という設問に対して「している」又は「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合	%	小 93.3	100
		中 92.4	
「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、インターネットをしますか」という設問に対して 「3時間以上」と回答した児童生徒の割合及びそのうち 「4時間以上」と回答した児童生徒の割合	%	3時間以上	
		小 5.9	小 3.3
		中 11.1	中 7.9
		うち4時間以上 小 3.5	小 1.6
中 6.5	中 4.0		
ケータイ・ネットゲームの望ましい利用方法についての指導などを実施した中学校数	回	-	8

インターネットをする時間の目標値については、平成 20 年度全国学力・学習状況調査の全国平均値とした。

関連事業

発達段階に応じた子育ての学習機会の充実

施策・事業	区分	事業の概要
ぴよぴよ広場	継続	1歳半～3歳児の幼児・保護者を対象とした家庭教育の学習、交流機会の提供
子地域ファシリテーターの活用	新規	母親同士のエンパワメントを図るため、ノーバディーズパーフェクトプログラムを実施できるファシリテーターによる母親の集う場などでの活動の促進

ファシリテーター

グループなどで、発言を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりする行為で、介入し相互理解を促進し、合意形成へ導き組織を活性化(協働を促進)させる役割を担う人のこと。

#### エンパワメント

力をつけること。また、女性が力をつけ、連帯して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

#### ノーバディーズパーフェクトプログラム

カナダにおける、0～5歳までの子どもを持つ親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで出し合って話し合いながら、必要に応じてテキストを参照して、自分にあった子育てを学ぶプログラム

#### 基本的な生活習慣定着の推進

施策・事業	区分	事業の概要
望ましい生活習慣・家庭学習習慣の定着（再掲）	新規	・児童生徒に食事や睡眠時間などの基本的な生活習慣が成長に与える影響について学校で指導 ・家庭学習習慣をつけるための学校での取組の推進
子 基本的な生活習慣の普及・啓発	拡充	子どもの基本的な生活習慣等について学習する機会を奨励し、学校、保育所、幼稚園、健診などの場で総合的な普及・啓発を推進
子 メディアリテラシー 教育の推進（再掲）	新規	ケータイやネットゲームなどの危険性と望ましい利用の仕方について、学校、家庭、地域、あるいは関係機関が連携して啓発
子 家庭学習習慣の定着とフォローアップ（再掲）	新規	放課後児童会などの児童を対象に、民間や地域の教育力を活用し、土曜日や長期休業期間の午前中に学習活動を行うことにより家庭学習習慣の定着・フォローアップの実施

#### リテラシー

言語により読み書きできる能力のこと。よく使われる「メディアリテラシー」は、情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

## 地域で育ち・学び・生きる教育

### 【大項目 1】 次代を担う子どもたちの健やかな育ちの支援

核家族化や少子化などの社会変化や地域の結びつきの低下などを背景に、青少年をめぐる問題が深刻化しています。

このような中で、地域の大切な一員である青少年の健やかな成長のため、多様な活動の場や機会の充実を図るとともに、地域で子どもを育てる環境づくりを進めます。

また、我が国が批准した「児童の権利に関する条約」を踏まえ、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するための環境づくりを進めます。

#### 中項目 1 子どもの権利の保障を推進します

##### 目的

子どもたちが、子どもの権利について理解し、相手にも権利があることを学ぶとともに、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、自立した社会性のある大人へと成長していけるように推進します。同時に、市民が子どもの権利を理解し、権利の侵害が起かない社会を目指していきます。

また、学校や教育関係施設、地域などあらゆる場面で、子どもが参加する機会を充実させ、子どもに住み良いまちづくりを実践していきます。

##### 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
市民意識に関するアンケートで「児童の権利に関する条約」を知っていると答えた割合	%	12	20
CAPプログラム実施小学校数	校	5	13

子どもの権利条約（正式名称：児童の権利に関する条約）

世界中の子どもの基本的人権の尊重を目的として、1989年に国連総会において全会一致で採択。条約では、生きる権利、育つ権利、参加する権利などの子どもの権利について定めている。日本は、1990年9月21日に

条約に署名し、1994年4月22日に批准を行い、1994年5月22日から発効している。

## 関連事業

### 子どもの権利の保障の推進

施策・事業	区分	事業の概要
CAPプログラムの奨励(再掲)	新規	小学校での、CAP(子どもに人権意識と暴力に対する具体的な知識や技術を伝える体験プログラム)実施を推進
子どもの権利の普及・啓発	継続	子どもの権利条約の基本的考え方について市民の理解を高めるための周知、啓発活用の実施
子どもへの情報配信	新規	子ども向けホームページなど、様々な媒体を活用して、子どもの学びや成長に有益な情報提供の検討・実施
子どもによる企画・運営参加の検討	新規	子どもがかかわる事業の企画など、市のまちづくりに子どもが参加できるシステムについて検討
子どもの意見発表の機会の提供	継続	子ども主体のフォーラムなど、自由な意見発表などができる機会を提供

## 中項目2 地域で子どもを育てる環境づくりを推進します

### 目的

地域で子どもを見守り育てる環境づくりを進めるため、地域における主体的な青少年健全育成の取組への支援をするとともに、自主的に活動を行う青少年リーダーや指導者を育成するため、継続的なリーダーの養成機会を提供します。

また、家庭・地域・学校それぞれが持つ教育力の連携を図るための取組や、一体となって子どもたちの安全確保対策を進めることができる体制を充実します。

### 小項目

青少年健全育成の推進を目指した取組の支援  
地域で子どもを見守り育てる取組の推進

## 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
メール配信サービス登録件数(不審者情報)	件	791	↗

## 関連事業

## 青少年健全育成の推進を目指した取組の支援

施策・事業	区分	事業の概要
子どもリーダーの養成	継続	次代の子ども会の指導者づくりのため、子どもリーダーの養成
子ども会の育成	継続	石狩市子ども会育成連絡協議会の活動を支援し、子ども会の育成を推進
子どもの健全育成の推進	継続	青少年健全育成協議会などが主体的に実施する子どもの健全育成事業について、交付金を交付

## 地域で子どもを見守り育てる取組の推進

施策・事業	区分	事業の概要
子どもを見守るシステムの充実	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者や交通事故等から子どもを守るなど、学校を核とした地域での子どもを見守る運動の展開</li> <li>・電子メール等による不審者情報等の提供など地域安全情報通報体制の充実</li> <li>・子犯罪等の抑止を図るため、青色回転灯の資格者や搭載可能な公用車を増やし、見回り体制の強化</li> </ul>
こども110番いしかりサポート事業	継続	事故の未然防止と子どもたちの避難場所及び関係機関への早期通報を行う体制の充実

## 青色回転灯

警察庁と国土交通省との申し合わせにより、一定の要件のもと、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装着することを認めることとされ、平成16年12月1日から運用が開始されている。

これには、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受ける必要がある。

<b>【大項目 2】</b>	<b>地域づくりに活かされる生涯学習環境の充実</b>
----------------	-----------------------------

市民の生活様式の多様化に伴い、学習に対するニーズも多様化・複雑化・高度化が進んでいます。このような中、市民一人ひとりの学びへの意欲を喚起し、学習の方向性を見出し、互いに学び合う生涯学習を充実するため、人生各期に応じた学習機会の充実を図るとともに、自らの主体的な学びを支援します。

また、学習を通じた地域社会の活性化を目指すため、市民の学習ニーズを的確に捉え、積極的な支援を行うとともに、自らの学習成果や能力を生かし、互いに学び合うことができる環境づくりを進めます。

<b>中項目 1</b>	<b>多様な学習機会の提供や、主体的な学習活動を支援します</b>
--------------	-----------------------------------

### 目的

市民一人ひとりの学習への関心を高め、市民の自主的、創造的な学習を支援するため、体系的な学習機会の提供や主体的な学習活動を支援します。

### 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
いしかり市民カレッジの登録者数	人	-	200
市民アンケートで「自ら進んで芸術・文化、ボランティア、趣味・教養などの学習活動を行っていますか」という問いに「はい」と答えた割合	%	38.6	50

いしかり市民カレッジは平成 21 年度からスタート。

### 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
いしかり市民カレッジの推進・支援	継続	市民団体やNPO法人、公的機関等と連携して「いしかり市民カレッジ」への支援により市民の主体的な活動を促進
公民館講座等の充実	継続	生涯学習を推進するための内容とテーマ性を持った市主催講座の充実




施策・事業	区分	事業の概要
まちづくり出前講座	継続	市職員による、市が推進する施策をテーマとした学習機会の提供

## 中項目2 学習成果の発表・交流の場を充実します

### 目的

新たな生涯学習活動へのきっかけづくりや、生涯学習を实践する市民の学習意欲の高揚を図るため、公民館やカルチャーセンターに加え、新たに（仮称）石狩市学び交流センターを整備し、学習成果の発表と交流機会を提供します。

### 成果指標

指標の名称	単位	平成20年度 （実績）	平成26年度 （目標）
（仮称）石狩市学び交流センター・公民館本館・カルチャーセンターの延べ利用者数	人	51,000	

### 関連事業


施策・事業	区分	事業の概要
（仮称）石狩市学び交流センターの整備	新規	紅葉山小跡利用として、（仮称）石狩市学び交流センターを整備し、公民館や紅南カルチャーセンターとの相互補完により市民の学習成果の発表や、生涯学習への理解や楽しさを広げる交流機会を提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的ホールの活用によるミニコンサート・個展など発表の場の充実、活動後の交流の場の提供</li> <li>・視聴覚室の活用による市民カレッジなどの学びの場の充実</li> </ul>

### 中項目3 社会教育を進める主体的な団体活動を支援します

#### 目的

組織的、主体的な学習活動の充実を図るため、社会教育関係団体を支援します。

#### 成果指標

指標の名称	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
社会教育関係団体の登録数	団体	148	

#### 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
社会教育関係団体への総合的な支援	新規	・団体運営の助言、団体間の連携のコーディネート、活動の紹介・情報提供など ・団体の自立化の支援・活動拠点施設の整備
石狩市PTA連合会への支援	継続	PTA活動の推進を目的とする連合会への支援
石狩ユネスコ協会への支援	継続	教育・科学・文化の向上を目的とする協会への支援
青年団体への支援	継続	青年団体連絡協議会への支援
女性団体への支援	継続	女性団体連絡協議会への支援

### 中項目4 学習活動を支援する環境の整備の充実を図ります

#### 目的

市民の学習・交流の場として、多様な活動に応じた機能の充実を図るため、各種社会教育施設等を充実します。

また、市民の主体的、継続的な学習活動を支援するため、それぞれの目的に応じた情報提供、相談体制を充実するとともに、自らが学んだことや能力を地域に生かすための体制づくりを進めます。

## 小項目

主体的な学習の支援  
社会教育の推進体制の充実  
社会教育施設等の整備

## 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
いしかり市民カレッジの登録者数(再掲)	人	-	200
社会教育主事の配置人数	人	6	↗

## 関連事業

### 主体的な学習の支援

施策・事業	区分	事業の概要
生涯学習推進支援情報の提供	継続	情報窓口の設置やホームページによる学習機会、団体、施設に関する情報の提供

### 社会教育の推進体制の充実

施策・事業	区分	事業の概要
支援スタッフの充実	継続	社会教育主事の計画的育成と幅広い活用並びに生涯学習推進アドバイザーの配置

### 社会教育施設等の整備

施策・事業	区分	事業の概要
社会教育施設等の整備	継続	既存施設の充実と、計画的な施設の整備

<b>【大項目3】</b>	<b>学習の拠点としての図書館サービスの充実</b>
---------------	----------------------------

図書館は、社会の発展を縁の下で支える施設です。子どもから高齢者まで多くの人々に開かれた施設である図書館は、情報が溢れかえっている現代社会においても、市民の人生を充実したものとするうえで、依然として重要な役割を担っています。

主体的に学び、活動しようとする人々の思いを受け止め、その実現を支援するため、生涯学習や地域文化の創造、郷土理解の重要な拠点として、市民図書館のサービスの充実を図ります。

<b>中項目1</b>	<b>情報発信を通じて生涯学習を支援します</b>
-------------	---------------------------

<b>目的</b>
-----------

利用者が求める文献・情報を提供する機能を高め、また、所蔵資料の活用や他機関との連携を通じた情報発信を積極的に行うことにより、生涯学習活動を支援します。

<b>関連事業</b>
-------------

施策・事業	区分	事業の概要
情報提供機能の強化	継続	レファレンスサービスの質向上及び所蔵していない文献提供機能の向上
情報の発信	拡充	蔵書の活用や他機関との連携による地域情報をはじめとする様々な情報の発信

<b>中項目2</b>	<b>市民の誰もが利用できるような環境を整備します</b>
-------------	-------------------------------

<b>目的</b>
-----------

高齢者や障がい者など、市民図書館に来館することが困難な方へのサービスの充実を図り、誰もが図書館サービスを楽しむよう努めます。

## 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
石狩市の人口に占める利用登録者の割合	%	31	35

## 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
宅配サービス	新規	来館が困難な利用者への所蔵資料の宅配サービスの実施
分館でのサービス活性化	拡充	本館で実施した事業の成果・記録を分館で利用できる環境の整備

### 中項目3 サービスを支える基盤を整備します

## 目的

運営に関する情報を積極的に公開するとともに、市民との対話の場を増やすことで、運営の透明性を高めます。

また、施設の補修や設備の更新を適切な時期に行うことで利用しやすい環境を提供するとともに、専門的職員の配置や職員の資質の向上を図り、サービスの向上に不断に取り組みます。

## 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
運営状況の公表	継続	ホームページ、図書館だより、要覧など、様々な媒体を活用し、図書館の運営状況を積極的に公表
市民協働による事業展開	拡充	市民との協働による事業展開の推進
利用者との懇談	拡充	館内見学ツアー、利用者との懇談会の実施

施策・事業	区分	事業の概要
職員の資質向上	継続	職員の研修を継続的に行い、サービス・事業の質的向上を図る
施設補修・機器の更新	継続	計画的な施設補修及び機器更新の実施
図書館管理システムの更新	新規	図書館管理システムのバージョンアップによる業務効率化

#### 中項目4 期待に応える蔵書・情報源を構築します

##### 目的

魅力的な蔵書を構築して利用者の多様なニーズに応えるとともに、データベースやインターネット利用環境の整備を通じて、調べものに役立つ環境を整えます。

##### 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
直近の 1 年間に受け入れた資料数が蔵書全体に占める割合	%	4.5	6
地域行政資料の点数	点	22,772	31,200

##### 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
利用者の期待に応える蔵書・情報源の構築	拡充	毎年一定程度の新鮮な資料(雑誌・新聞を含む)を備えて、魅力ある蔵書を構築
地域資料の収集	拡充	石狩や北海道に関する刊行物の収集強化
データベースの導入	新規	利用者にも活用できるデータベースを導入し、調べものに役立つ環境を整備
インターネット利用環境の整備	新規	市民図書館内における持ち込みコンピュータのインターネット接続など、無料でインターネットを利用できる環境を整備

## 【大項目 4】 石狩文化の活用による自主的・主体的活動の支援

心の豊かさを求める時代において、市民がともに感動し、交流を図りながら、生活にうるおいや生きがいを見出すことが求められています。

質の高い、個性的な文化の創造を図るため、多様な芸術文化に触れ、創作活動への支援を図るとともに、「心のふるさと」としての地域を再認識し、新たな地域文化の創造を目指した環境づくりを進めます。

## 中項目 1 芸術文化に親しむ機会や交流の場の充実を図ります

## 目的

市民の芸術文化活動への関心を高め、豊かな感性を育むため、芸術文化に身近に接する機会を提供するとともに、芸術文化活動を通じた市民の交流を広げます。

## 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
市民文化祭の入場者延べ人数	人	6,193	↗

## 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
市民文化祭開催の支援	継続	実行委員会の主体的な運営による市民文化祭への支援
俳句のまち - いしかり事業	継続	「俳句コンクール」の実施による俳句を通じた芸術文化の振興
ロビーコンサート・ロビー展	継続	市役所ロビーや市内の身近な場で開催する芸術文化の発表、鑑賞機会の提供
情操教育プログラム(再掲)	拡充	市内小中学生を対象に、音楽朗読劇や幅広い音楽ジャンルの鑑賞、演奏体験等のプログラムを実施 「おしゃべランド」「The Music」「あい風コンサート」など

施策・事業	区分	事業の概要
子どもたちが文化芸術に触れる 機会の充実（再掲）	継続	子どもたちが、絵画や音楽、俳句などに親しめる機会の充実 ・俳句のまち - いしかり、絵画コンクールへの参加奨励 など

## 中項目 2 市民の主体的な芸術文化活動を支援します

### 目的

主体的な芸術文化活動や文化振興、地域文化の創造・発信などの取組に支援します。

### 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 （実績）	平成 26 年度 （目標）
石狩市文化協会の主催・共催事業数	回	7	9

### 関連事業

施策・事業	区分	事業の概要
石狩市文化協会への支援	継続	市の文化振興と、市民の文化活動の活性化を目的とする協会への支援
芸術文化振興の奨励	継続	市民の自主的、主体的な芸術文化活動に対する支援
アートウォームへの支援	継続	芸術文化の拠点として、地域文化の創造や発信を目的とする「NPO法人アートウォーム」への支援



## 【大項目 5】 ふるさを学び伝える取組の充実

ふるさとの文化を学び、伝える取組の充実を図ります

## 目的

郷土への理解と愛着を深め、文化・伝統を継承するため、文化財を適切に保護、保存し、その活用を図るとともに、ふるさを学ぶ機会の充実を図ります。

## 小項目

文化・自然遺産の保護、保存、活用の推進  
文化財保護に関する活動の支援  
ふるさを学ぶ機会の充実  
ふるさを学ぶ資料の整備

## 成果指標

指標の名称	単位	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)
市内 3 資料館の延べ入館者数	人	4,409	5,000

## 関連事業

## 文化・自然遺産の保護、保存、活用の推進

施策・事業	区分	事業の概要
石狩紅葉山 4 9 号遺跡 の活用	継続	・出土品の保護、保存及び出土遺物を活用した学習機会の提供 ・遺跡での土器づくり体験事業の実施
歴史的建造物の活用	継続	市指定文化財「旧長野商店」 や「旧白鳥番屋」 の活用
市指定文化財候補調査	継続	市指定文化財にふさわしい物件の調査

施策・事業	区分	事業の概要
文化財資料、自然誌標本の収集・保護・活用	継続	市内に存在する文化財資料、自然誌標本の収集、整理、データベース化による保存と成果の公開、情報提供
史跡名勝の整備・活用	新規	史跡「ハママシケ陣屋」 名勝「黄金山」の看板・資料等の整備

#### 石狩紅葉山 49号遺跡

日本最古の縄文時代（約4千年前）のサケの捕獲遺構が発見された遺跡。平成7年から平成15年までの発掘調査で、約9万点の遺物が出土している。その中には、大型の木製容器、漆器、タモ、石斧の柄多量の杭などが含まれている。サケを止めるブドウツルで編んだ柵は、初めて発見されたものである。

#### 旧長野商店（市指定文化財）

本町地区にある明治時代の商家建築で、店舗は明治27年、石倉はさらに古く、現存する同様の建築物では、道内屈指の古さを誇る。平成19年に砂丘の風資料館横に移築。

#### 旧白鳥番屋（市指定文化財）

浜益区にある明治32年建築のニシン番屋。典型的なニシン番屋建築の様式を持ち、昭和46年に修理復元され、はまます郷土資料館として活用されている。

#### 史跡ハママシケ陣屋（国指定）

浜益区にある幕末期の史跡。幕府に蝦夷地警備を命じられた荘内藩が築いた施設。

#### 名勝黄金山（国指定）

浜益区にある山。浜益富士とも呼ばれる富士山に似た景観と、アイヌのユーカラの舞台と言われ、様々な伝承を持つ点が評価されている。

### 文化財保護に関する活動の支援

施策・事業	区分	事業の概要
石狩市郷土研究会への支援	継続	石狩の歴史、自然、文化の調査、保護、情報発信を行う研究会への支援
芸術文化振興の奨励（再掲）	継続	市民の自主的、主体的な文化財保護活動に対する支援

### ふるさとを学ぶ機会の充実

施策・事業	区分	事業の概要
いしかり市民カレッジの推進・支援（再掲）	継続	市民団体やNPO法人、公的機関等と連携して「いしかり市民カレッジ」への支援により市民の主体的な活動を促進
子どものふるさと学習機会の支援	新規	児童生徒が学校においてふるさとを学習する機会の提供
資料館での学習機会の提供	継続	「いしかり砂丘の風資料館」「厚田資料室」「はまます郷土資料館」における学習機会の提供 ・石狩川河口地域の核としての資料館と周辺施設との有機的な連携による運営、市民との協働による展示の企画、

施策・事業	区分	事業の概要
		資料収集、調査、研究、特別展示、企画展示や体験型学習機会の提供 ・地域に関する資料収集や展示の実施
資料館体制の検討	新規	施設のリニューアルや市全体の資料館の再編を含めた文化財資料の保存・展示のあり方の検討
博物館講座の充実	継続	体験講座の整備・充実と対象に応じた講座内容の検討

## ふるさとを学ぶ資料の整備

施策・事業	区分	事業の概要
地域誌情報の発信	新規	地域誌資料の公開と博物館紀要の刊行
石狩ファイル刊行	継続	市民で構成する「編集スタッフ」による、石狩の地域誌を1テーマ1ページにまとめた解説リーフレットの作成

## 地域誌

特定の地域（石狩）における自然、歴史、文化をまとめた呼称。「誌」は書物ではなく、事象や事物の様子、ありさまを意味する。

## 教育行政推進に向けた体制づくり

着実な教育プランの推進に向けた体制を整備し、開かれた教育行政を展開します。

### 中項目 1 教育委員会活動の活性化

#### 目的

石狩市の教育をより一層充実・発展させていくためには、学校・家庭・地域・行政のそれぞれが、教育に果たす役割や責任を自覚し、相互に協力・連携・支援しながら、市民が一丸となって教育に取り組んでいくことが大切です。

そのために、教育委員会は、市民の意見や要望等をしっかりと把握して、施策に適切に反映させるとともに、様々な情報を広く提供しながら、開かれた教育行政を進めていきます。

これまでも委員の意見交換がより活発化するための工夫や、校長会等との意見交流などを進めてきましたが、地域の実情に応じた教育行政をより一層推進できるように、その体制を充実するとともに、活動の活性化に向け、取組を進めます。

#### 小項目

市民との協働により開かれた教育行政を推進  
教育委員活動の充実

#### 関連事業

##### 市民との協働により開かれた教育行政を推進

施策・事業	区分	事業の概要
広報・広聴体制の整備	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもから大人まで幅広く様々な市民の意見や要望を的確に把握し、適切に教育施策に反映するための取組を推進</li> <li>教育施策の効果や課題等について十分な説明責任を果たすため、教育委員会の活動に関する情報を積極的に発信</li> </ul>

施策・事業	区分	事業の概要
教育委員会活動の自己点検・評価の適正な実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な点検・評価の定着</li> <li>・評価結果の公表と施策への適切な反映</li> </ul>

#### 教育委員活動の充実

施策・事業	区分	事業の概要
教育委員会会議の充実	拡充	重要な政策課題について、立案段階から教育委員自らが審議・協議・意見交換等を通じてかわり、政策決定を充実
教育委員研修の充実	継続	教育委員としての資質向上を図るため、研修機会の充実
関係機関との情報共有	拡充	教育委員が地域課題を的確に把握するため、教育関係機関・団体との意見交流などによる情報の共有